

第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 7 年 9 月 2 8 日 (水 曜 日)

議 事 日 程

平成 1 7 年 9 月 2 8 日 午 前 9 時 3 1 分 開 会

日 程 第 1 諸 般 の 報 告

日 程 第 2 一 般 質 問

通 告 順	議 席 番 号	氏 名	質 問 事 項
1	1 8	沢 田 正 己	1. 大山町地域情報基盤整備事業について 2. 町道赤坂東線の拡幅改良工事について
2	3	吉 原 美 智 恵	1. アスベスト被害について 2. 学級編成基準の見直しについて 3. コミュニケーション授業について 4. 大山振興室について
3	6	森 田 増 範	1. 行財政計画の早期取り組みについて 2. 総合計画・実施評価の仕組み作りについて
4	1 1	諸 遊 壊 司	1. アスベスト (石綿) 対策について 2. 夏休みラジオ体操について
5	1 3	小 原 力 三	1. 指定管理者制度の導入について
6	5	敦 賀 亀 義	1. 地域防災対策について 2. 漁業後継者の育成対策について
7	2	西 尾 寿 博	1. 大山町の農業施策等について
8	4	遠 藤 幸 子	1. 学校給食の地産地消の取り組みについて
9	2 0	西 山 富 三 郎	1. 個人情報の保護について 2. 補助金の抑制・効率化の見直しについて 3. 公正採用選考人権啓発推進委員の選任について
1 0	8	岩 井 美 保 子	1. 事業の見直しについて 2. 中山間地域等直接支払い制度の新対策について 3. ごみの減量化について

本日の会議に付した事件

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 大山町地域情報基盤整備事業について 2. 町道赤坂東線の拡幅改良工事について
2	3	吉 原 美 智 恵	1. アスベスト被害について 2. 学級編成基準の見直しについて 3. コミュニケーション授業について 4. 大山振興室について
3	6	森 田 増 範	1. 行財政計画の早期取り組みについて 2. 総合計画・実施評価の仕組み作りについて
4	11	諸 遊 壊 司	1. アスベスト（石綿）対策について 2. 夏休みラジオ体操について
5	13	小 原 力 三	1. 指定管理者制度の導入について
6	5	敦 賀 亀 義	1. 地域防災対策について 2. 漁業後継者の育成対策について
7	2	西 尾 寿 博	1. 大山町の農業施策等について
8	4	遠 藤 幸 子	1. 学校給食の地産地消の取り組みについて
9	20	西 山 富 三 郎	1. 個人情報の保護について 2. 補助金の抑制・効率化の見直しについて 3. 公正採用選考人権啓発推進委員の選任について
10	8	岩 井 美 保 子	1. 事業の見直しについて 2. 中山間地域等直接支払い制度の新対策について 3. ごみの減量化について

出席議員（21名）

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壤司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	二宮淳一	16番	椎木学
17番	野口俊明	18番	沢田正己
19番	荒松廣志	20番	西山富三郎
21番	鹿島功		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口隆之	助役 ……………	田中祥二
教育長 ……………	山田晋	代表監査委員 ……………	椎木喜久男
中山支所長 ……………	河崎博光	大山支所長 ……………	田中豊
総務課長 ……………	諸遊雅照	人権推進課長 ……………	近藤照秋
企画財政課長 ……………	後藤透	住民生活課長 ……………	福田勝清
福祉保健課長 ……………	松岡久美子	産業振興課長 ……………	渡辺収
地域整備課長 ……………	押村彰文	税務課長 ……………	坂田修
学校教育課長 ……………	高見晴美	社会教育課長 ……………	麴谷昭久
観光商工課長 ……………	福留弘明	水道課長 ……………	小西正記
農業委員会事務局長 ……………	高見公治	会計課長 ……………	金平隆哉

午前9時31分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は21名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、お手元に配布のとおり、8月分の例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第2、一般質問をおこないます。通告順に発言を許します。

なお、関連質問は通告質問がすべて終了した後をお願いします。それでは、18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） おはようございます。私は、大山町地域情報基盤整備事業について質問いたします。私たちも企画課の方より、説明は聞いたわけでございますけれども、まだ住民に説明する程の実力がありません。ですからここで町長に詳しくお聞きしたいと思いますし、また現在、地域情報基盤整備事業を進めておる中におきまして、議会においても新町まちづくり調査特別委員会を設置してこの事業の調査研究にあたっているところでございます。

ところが、議会側はそういうことで進めているわけでございますけれども、町民におきましては、この事業のことを話しても、「それはいったいどういう事業なのか」ということで非常に浸透が薄いとそういう意味から私はこの事業をPRする意味でも町長に詳しく説明をしていただきたいと思います。それで、その事業の内容につきましては4点ほど町長にお願いをするわけでございますが、事業の目的、それから町民にとってのメリットは何か、3番目に事業完成は平成何年頃になるのか、総事業費と実質町の負担はどのくらいになるのかということの4点を町長に質問したいと思います。

質問につきましては、いたって簡単に質問しているわけでございますけれども、内容につきまして町長の答弁の内容につきましては、詳しく説明していただきますことを特にお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、沢田議員さんの質問に答弁させていただきます。ただいま新大山町の住民の皆さんにお示ししている計画の中でも目玉事業というべき事業だというふうに思っています。大山町の地域情報基盤整備事業についてのご質問をいただいたわけでございます。これにつきましては、今、担当課のほうが勢力的にその事業の推進を行っておるところでございます。先程、4点についてご質問をいただきましたので、その質問に沿って答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず事業の目的についてということでございますが、この事業の目的といたしておりま

すのは、光ケーブルを利用した高速・大容量でのインターネット通信環境と町民に身近な地域情報を提供する自主放送、そしてテレビの難視聴対策、更には多チャンネル視聴を可能とするケーブルテレビ網を整備し、情報化社会における通信のライフライン、これを確保することにより生活の利便性の向上と活性化を図ろうとするものであります。

具体的に、町民にとってのメリットは何かというご質問でございますが、高速で大容量インターネット環境によります情報通信格差の是正はもちろんのことでございますが、町内での無料電話、部落や消防団等の登録グループに対する一斉放送、緊急時における安否の確認、地上波デジタルテレビ放送の開始に伴います難視聴対策などが可能となります。

また、こういった通信基盤を整備することにより若年層の流出に一定の歯止めをかけることもできるだろうというふうに思いますし、新たな産業の進出や企業活動の活性化、企業誘致施策の充実、それに伴います町内での雇用環境の拡大なども期待はできるものというふうに思っております。事業の完了は、何年度頃、いつ頃を目指しているかということでございますが、現在事業の完成予定といたしましては、平成19年の3月頃を予定し、同年の4月から供用開始ができるように進めているところであります。

総事業費と実質的な町の負担はどのくらいになるかということですが、この事業におきましては、総事業費を約30億円を見込んでおるところでございます。事業の内容等精査をする中でできるだけ事業費も縮減に努め、確立的な運営をしていきたいというふうに思っているところであります。現在の総額としては30億円程度を見込んでおるところであります。この事業におきましては、合併特例債、更には県の合併支援交付金事業の対象となりますので、後年度の交付税算入と補助金を見込んだところで、30億円と想定いたしますと、実質的に町の負担額としては、約6億円位になるだろうというふうに試算をしているところでございます。まだまだこれから、様々の方々のご意見を賜りながら、より良い内容に充実させていきたいというふうに思っておるところでございますので、議会の皆様をはじめ、多くの皆様のご意見、ご協力、ご支援賜りますことをお願い申しあげまして答弁とさせていただきます。

○議員（18番 沢田 正己君） どうもありがとうございました。町長の…。

○議長（鹿島 功君） はい、沢田議員。

○議員（18番 沢田 正己君） はい、いいですか。ただいま町長の説明を聞きまして、の目玉商品である合併に対する特例債も多く付くことでもあるし、これを町民の皆さん方にも期待を持っていただきたいというふうに考えますのでよろしく願いいたします。続きまして、町道赤坂東線の拡幅改良工事について町長に質問いたします。

町道赤坂東線は、中山支所の南側にある改良区の農道でございましたが、これが昨年の旧中山町の時に、9月の定例会で町道に編入になりました。そういうことから町道に編入になったら早速拡幅していただいたらどうかということで、12月の定例会で町長に質問しましたところ、やりますとは言いましたものの、合併が3月でござい

ましたので、それで尻切れトンボということになりまして、早速合併いたしまして町長に、何とそういう流れから、この道路の拡幅をお願いしたいというに町長にお願いしましたところ、町長はそういうことなら早速図面を作ってみなさいということで図面ができて、町民の方も「いつ頃それがつくだ」ということが非常に多くなっております。

内容を申し上げますと、これは植松道羽田井線から9号線の交差点のところから200メートルほど南に行ったところに農道があります。それから南から下ってくる場合は、陸橋の下をくぐって200メートル行ったところに西側に向かっていく農道がございます。これが赤坂東線になります。この道路を町民の皆様方が、これは産業道路であり生活道路であると、また合併する前は職員の方が上からこられる、上中山からこられる職員の方が殆どそれを通っておられた。ところが道幅が狭いものですから、向こうから車がきたときにはこっちで待つかないけん、なんでそういうことなら交差点を通らんだということですが、交差点を通れば3分間待たんと交差点は青にならないということから、待ってもここで待つほうが早いわという考え方で、交差点をわりあい通らずして農道を利用し通っておられたわけでございまして、その道路を町道に編入されまして、それを拡幅してくださいということを町長にお願いをし、このたび山口町長のほうから、図面を作ってきたということの解答をいただきまして、ところが町民といたしましてもいつ頃それはなるんだということでございまして、いつ頃なる、ならんかは、今ここで町長にだいたい、いつ頃それが拡幅工事に着工できるのか、ということをお聞きするわけでございまして、だいたいその図面を見ても、南側にだいたい3メートルぐらい土地を購入し、それから道路も5メートルぐらい拡幅する計画がなされております。そういう意味で、財政も厳しい中ではございますけれど、金額的から見た場合、それ程にもかからないという感じがしますので、ここで町長にいつ頃事業がかかっていただけるのかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。町道の整備にあたりましての基本的な考え方といたしましては、先ずその道路の持つ性格なり傾向を判断し、それに応じた構造、規格を持たせるべきであると考えておるところであります。ご質問を頂きました町道赤坂東線でございますが、先程らいましたように、ほ場整備により農道として整備された道路であるというふうに認識をいたしておるところであります。

できた当時は、農道としての性格を持ち、その後の状況の変化によりまして、役場でありますとかスーパーマーケット、更には金融機関などに通じる道路として、利便性の良さから日常生活の基盤としての道路へと性格が変り、昨年度中山町議会におきまして農道から町道へ認定された経過があるというふうに聞いておるところであります。この道路につ

きましては、主にこの地域住民のみなさんの生活基盤路線としての位置付けがありまして、それに応じた構造、規格の道路として現在その整備を進めるべきであるというふうに判断をし、その計画を立てておるところであります。具体的には、これからその計画に基づきまして、土地の所有者の皆さん方のご理解が得られることと、財政的な措置が可能となるのでありますれば、来年度にはこの工事の着工をしたいというふうに考えているところがあります。私自身もこの道路、何度か通っておりますし、利用の状況も見させて頂いているところではありますが、その必要性等については、現場を判断する中で私も感じておるところでございますので、そのような計画の中で取り組みを進めて参りたいと思うところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 18番、沢田議員。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長のお言葉を聞きまして、町民の方もいかほど喜ぶことであろうかというふうに感謝いたします。本日はどうもありがたい答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 次に、3番、吉原美智恵君

○議員（3番 吉原美智恵君） 3番、吉原です。よろしく願いいたします。

私は今日4つ質問いたします。まず、一番目ですけれど、昨今アスベスト被害が深刻な状況を呈していますので、そのことについて質問させていただきます。

大山町における公共施設の調査状況とその結果はいかがでしょうか。それに対する対策はどのように取っているのか。また今後、アスベストを使用した建築物等の解体作業が増加すると思われませんが、業者に対してその現場周辺住民の不安解消の観点からアスベストの飛散防止対策の徹底とその周知をどのように指導していくのか。その点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは吉原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

アスベストの被害状況についてのご質問でございます。まずはじめに、大山町の公共施設のアスベストの調査状況についてはどうかというお尋ねでございます。アスベストは、不燃性、耐久性、耐候性などに優れ、またセメントなどとの密着性に優れ、加工もしやすいなど、優れた建築材料として幅広く使用されてきました。

現在、アスベストの被害がマスコミなどで報じられ、アスベストを製造していた工場の周辺住民の方々には、アスベストが原因と見られる病気を発病している方がおられることが報じられているところがあります。アスベストは各種の建材に使用されていますが、アスベスト自体がそこに存在することが問題となるわけではなく、アスベストが飛散をし、それを吸い込むことが問題となってまいります。現在、国や県が調査や早急な対応を求めているものは、吹き付けアスベストが使用されている施設の把握をおこなうとともに、ア

スベストが使用されていた場合それが露出している状態なのか、天井や壁などで囲い込まれて飛散しない状態なのかを確認し、アスベストが露出している場合は、除去や囲い込みなど適切な措置を行うよう求めています。

本町における調査は、国や県が示している調査の手順を参考に、設計事務所からの聞き取りと現地調査を行い、アスベストの使用されている施設を調べております。

現在の段階で吹き付けアスベストが使用されていると明確に確認ができていない施設は、中山小学校の給食室の屋根の裏側、所子保育所の屋根の裏側、名和農業者トレーニングセンターの玄関車寄せの鉄骨梁、中山農村環境改善センターの屋根の鉄骨、大山農村環境改善センターの屋根の鉄骨に使用されていることが判明しています。

このうち所子保育所の機械室につきましては、天井がなく吹き付けアスベストが露出している状態でしたので、現在機械室部分の使用を中止し、アスベスト撤去作業を行うようにしております。所子保育所のその他の部分につきましては、天井で囲まれ、天井内部につきましても吹き付けアスベストの剥離がほとんどなく良好な状態でしたので引き続き使用することとしております。

所子保育所以外の施設につきましても確認を行いました。それぞれ天井で囲い込まれ、天井にも隙間などがなく良好な状況でしたので、引き続き使用することとしております。これらの施設については、施設の老朽化に伴い補修などが必要になる可能性がありますので、今後定期的に施設の状態を調査していくことといたしています。

先程述べました以外の施設では、名和のふれあい会館の機械室や大山自治会館、旧大山町観光案内所がありますが、これらの施設につきましては、設計図書で使用の有無の確認がとれず、年代的に使用されている可能性が高く、また、材質が老朽化して一部分がはがれ落ちるなどしてしまっていたので、使用を中止し成分の調査を行って行いましたが、調査結果が判明しアスベストが使用されていないことが判明しました。

国などでは、アスベストの使用の状態とその撤去作業による粉じんの発生度合いにより3段階のレベルに分けているようですが、現在の吹き付けアスベストの調査や措置は、最も粉じんの発生程度の高いレベルに対する対応となっています。本町におきましては、今後の施設の改修等もありますので、粉じんの発生が少ないレベルのものに関しても可能な限りアスベストの使用状況の把握に努めていきたいと考えております。

アスベストを使用した建築物等の解体などについての業者への指導ということにつきましては、建設業労働災害防止協会が事業者向けの研修会を開催し、指導を行っています。また、建築物等の解体時には労働基準監督署や保健所などに建物の解体に関する計画書等の届出を行うことになっております。

町におきましては、業者等の指導につきましては、県等の関係機関と連携を取り行っていきたいと考えております。また、県などが主催する研修会等に参加するなどアスベストに関する情報を積極的に入手し、広報等で住民の皆様に周知を図って参りたいと考えてお

るところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原議員。

○議員（3番 吉原美智恵君） 先程ご丁寧なご説明をいただきました。一つだけですけど、その解体工事における工事現場の件ですけど、その業者が解体作業をします時に、周辺の住民に対して、標識の設置義務付けというものは考えておられないでしょうか。兵庫県などでは、26日に飛散防止措置を明記した標識の設置を業者に義務付けるということを全国で初めて決めたようです。一応解体作業があります時に、その周辺を住民が通るといふ可能性もありますし、そういう時に今講習を受けるとか、そういうことはよく分かりましたけれど、標識があるとないとは全然違うと思うんです。そういうところに関してどう思われますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先程申し上げましたように、国・県等でこういった基準等について整備をし、指導しているところでありますが、その中にそういった解体時における周辺住民への標識の提示等が義務付けられておるかどうかというのは把握いたしておりませんので、その点も調べてまいりましてそういったことについての対応も私どものほうで必要であれば考えて参りたいというふうに思っております。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。次に、教育長にお尋ねいたします。まず一番目ですけど、学級編成基準の見直しについてお尋ねします。30人学級など学級編成基準の見直しを検討しておりました文部科学省の調査研究協力者会議は8月8日、基準引き下げは断念しまして、学校や市町村教委の裁量を広げるとする中間報告案をまとめました。このことについての基本的な考えと今後の取り組みをうかがいたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんのご質問にお答えをいたします。本年2月に中央教育審議会の義務教育特別部会の要請によって、学級編成や教職員の配置について検討を重ねていました調査研究協力者会議がおっしゃるとおり8月に中間報告を行ったわけですが、このことについてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、公立学校の学級編成は法律によって、小中学校では単式学級40名と定められておりましたが、その学級数によって教職員定数が配置されて、現在学校で授業を行っているところでありますが、子どもの実態や地域の実情などによって、これとは別に加配教員という形で教職員を配置して、ティームティーチングや習熟度別の少人数指導を展開しておるところであります。

更に教育課題等も多く発生している中、こういう課題を解決して効率のいい授業をしていこうということで、平成16年度より、国のほうは義務教育費の国庫負担制度の中に総額最良性という制度を導入して、都道府県が、国庫負担金の範囲内で教職員の定数や給与

を決めることができるようになりました。この結果、40人という学級以下でクラスを編成して弾力的に対応できると、こういうことになって現在全国で45の府県で少人数学級が実施されています。

鳥取県では、国より2年前、平成14年度より県独自の施策として、小学校の1、2年生に30人学級を導入しましたが、これの教職員の給与は県と市町村が負担をしているところでもあります。その後、平成16年度に、国の施策が変わったということで、更に少人数学級の編成や複式学級というようなものが順次改称されて県内でおります。本町でもこの施策を取り入れて県の事業である対象となる小学校1、2年生と中学校の1年生に個に応じたきめ細かい指導をするということで努めております。本年度については、この制度により、中山小学校の2年生と、名和中学校の1年生が該当しますので導入しております。更に、大山町独自に県の承認を経て、中山小学校の5年生に30人学級を導入しておるところでもあります。別に、名和中学校の3年生は、中学校では33人学級制をとっていますので、名和中学校の3年生についても研究指定という形で本年度取り入れて少人数教育によって、大山町の学校教育の充実をはかっている、こういう状況であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 教育長の説明で、今の大山町の現状がよく分かりましたけれど、30人学級に対しての教育長の考えはどんなものでしょうか。人数が少なければいいとか、そういう問題ではないとは思いますが、これから全部30人学級というのが理想なのか、それとも学校とか地域とか背景において、30人学級が必要なのか、そのへんもう一度お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんのご質問にお答えをいたします。現在、大山町内には6つの小学校があるわけですが、30人学級はおろか、20人学級以下という学級が現在18学級ございます。それ以下の学級もあるわけで、30人学級を達成して教育を充実するというレベルは必ずしも大山町では最適ではないと、既にもう達成され、教育の中身をどうするかという段階かと思っております。30人学級にするということは、一人の先生で、少ない人数で学級を教えるという、こういう教育のシステムなんですけれど、一人の先生が関わるよりも、加配教員という形で複数の先生が、一つの学級に関わって、学習効果を上げるという、こういう方式もあろうかと思っております。総額最良制というのは、そういったあたりの教育の効果を期待しているものでありますので、大山町にとっては、こちらのほうが適切でないかという判断で今、進めているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 言い難いんですけど、コミュニケーション授業についてお尋ねします。

過日、議員研修において鳥大医学部助教授の高塚人志先生の講演を聞かせていただく機

会を得ました。何年も赤崎高校で実践をしておられた成果は、今や全国から注目されている状況です。新聞等では、以前から何度も取り上げられてきていた訳ですが、このコミュニケーション授業を大山町で取り組む考えはないのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんのコミュニケーション授業についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

前赤碓高校の高塚先生の講演をお聞きになったということですが、先生の実践されているレクレーション指導の授業とか、或いはコミュニケーション授業の実態、現状というのは承知しております、その中で先生は、人との関わりを持つ中で、人間性を育てる授業というものを特に強く訴えられて、多くの関係者がここを高く評価していると承知しております。本町でもいくつかのPTAや同和教育の研究大会などで数回にわたり、先生を講師としてお招きをして、教育実践をお聞きしたり、あるいは先生の唱えておられる参加型の体験学習というものを展開しております。

先生の授業の狙いというのは、先程申しましたように、授業として人間関係が希薄になったこの時代で、特に異年齢の世代、高齢者であるとか、あるいは保育園児というような、こういう人たちとの関わり、触れ合いの中でいろいろなものが達成できる。取り分け人間関係というのは、大事な要素でそういうものが回復できるということを実践されておるといこと。そういうことも視野にいれながら、本年度も大山町の小中学校では、学校の特色を生かしながら、総合学習であるとか、学級指導、あるいは学級活動という中、あるいは長期休業中のボランティア活動などで、こういったものを取り入れて子どもたちに豊かな人間性、こういうものを育成しているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 今の教育長のお答えはですね、取り組んでおられるのは分かりましたけれど、授業としてはまだ成立っていないと認識いたします。この授業は継続してきちんと1年間なら1年間、3年間なら3年間、小中学校ですずっと続けていくということが、本当の成果が出ることだと思っています。今、不登校やいじめや、学級崩壊といった学校現場がかかえている多くの問題はですね、根っこが解決されないことには、何も解決、糸口が見つけられない状況ではないかと思っています。

それは高塚先生も申しておられますし、今の現状で何か打開しようと思えば、何か一歩ずつ始めなくては、これまでと同じことをやっても、結局今不登校の子も何人かいるわけですし、一日一日子どもが救いの手を待っている、という気持ちがあります。それで授業としては大変なことかと思っています。総合学習の中に取り入れていくというのも大変なことかと思っていますけれど、子どもが今困っている現状がありますれば、何かきちんと糸口になるものを、何回も申しますけれど、一歩でも踏み出していきたいと思うんです。それが今実際に今、コミュニケーション授業を受けた子どものインタビューなんかもあり

ますけれど、例えばこれは赤碕高校でその時授業を受けた子どもの言葉ですけれど、「もし赤碕高校に行っていなかったら、このコミュニケーション授業を受けていなかったら、今でも自分を嫌いだったろうし、生きがいのある仕事につけなかったと思う」、という言葉が、女子の言葉があります。それは今は赤碕高校が交流先であります高齢者施設の百寿園で働いている女性の言葉です。というように一人でも助かるわけですから、出来れば大山町で、せつかく鳥取県の高塚先生が始められて、今鳥取大学医学部でもその効果があるということで、授業を行って行くわけですから、医学生が。もったいないと思うんです。ですから大山町でも是非取り組みを考えていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんの再質問のお答えいたします。おっしゃるとおり、コミュニケーションによって人間性を高める、そういう実践発表などを踏まえた流れというのは、大山町にも必要かと思っております。学校ともいろいろそういうあたりについてはお話するわけですが、コミュニケーションをするというのは相互の意志を交換することでありましてそのベースになるのは、自分の考えをしっかりと考えを相手に伝え、相手の意志を自分が汲み取るというこういうあたりが初歩かと思っております。学校では今、自己表現力の育成というあたりに一方でポイントをおきながら、読書活動や或いは学校で行われる全教科において自分の意見をしっかりと述べる、述べれない理由は、どういものが欠けているのか、こういったような発想で事業を展開しております。おっしゃるとおりコミュニケーションの授業によって、不登校等についての改善を図った事例も承知しておりますけれど、そういうあたりについては本町では、学校教育というよりも就学前のあたりの家庭教育、こういうあたりにも今視野を広めて検討しております。本町でのいくつかの教育課題の中でいろんなものを試行錯誤しながら、適切な指導と言いますか、非常にこの大山町にあった教育というものを模索して新町の中で継続的に取り組んでいきたいということを今考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原議員。

○議員（3番 吉原美智恵君） 大山町にあった教育と言われましたですけれど、子ども、小学生、中学生、大山町で義務教育の生徒がいるわけですが、その子どもたちの心というのは、別に大山町であろうともどこであろうとも変わらないと思うんです。それでその中で、本当に実践で成果を得られているということが分かっていますれば、しつこいですが、授業として取り入れられる方向はないのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 具体的にみますと、授業として行う場合には、学校長が教育課程を編成していきますので、そういうあたりの情報として、今後対応していきたいと、検討していきたいという具合に考えております。以上。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。次に、大山振興室についてお尋ねいたします。大山ブランド確立のためと言うことで7月1日に大山振興室が立ち上がったようですが、現在の進捗状況を教えていただきたいと思ひます。

また、海と山に恵まれ、農業生産額は県下で第2位と言うことで、またその内訳は牛乳・養豚・米・野菜・養鶏・果樹・かき等、それぞれがベスト8に入っております。そのバランスの取れた生産を誇っている大山町であります、それを活かす取り組みがなされているのか、また、重要な歴史的建造物もまだまだ埋もれた状態のものもあります。どのようにしてこれから大山町の恵みを具体的に活かしていくのか。期間はそう経っておりませんが、教えていただきたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、大山振興室の取り組み状況についてのご質問に答弁させていただきます。7月1日に大山振興室を立ち上げまして、3ヶ月ほどが経過しました。この間、基礎的なデータを収集する作業と、更には、今後の大山振興に関係が深い町内の各種団体代表者などを個別に訪問する中で、それぞれの団体の現状と課題、更には大山町の活性化に向けた将来展望や提案等のご意見をいただき、それらを整理、分析しているところでございます。

今後は、関係者のみなさんにお集まりをいただきまして、集約した課題や提案等をさらに掘り下げ、関係者で共有化する中から行政との協働により具体的な解決方法を見出して参りたいと考えておるところであります、昨日その第1回目を開催したところでございます。

また、この大山振興計画の策定につきましては、コンサルタント業者に業務の一部を委託する中で、振興計画の充実と作業期間の短縮或いは内部から見た見方、こういったものを入れていただきながら、その作業の短縮も図って参りたい、産業の効率も効果も上げて参りたい、というふうに考えておるところであります。

当面する課題といたしましては、平成18年度の事業化を視野に入れて取り組みをし、来年の10月頃を目途に計画策定を終える予定にいたしております。

次に、大山町の恵みを具体的にどう活かすのかというご質問であります、3町が合併する際に策定いたしました「新町まちづくりプラン」の中では、町内から生み出される全てのもの、すなわち農林水産物はもとより歴史文化的資産、更には自然・景観、人材等様々なものを「大山の恵み」として位置づけております。

これら様々な恵みに対してどの角度から光をあて、それらをどのように結びつけて、「大山ブランド」として町内外で認知してもらうのかは、今後の取り組みにかかっていると思ひます。申し述べましたように、「大山町の恵み」の位置づけの具体化につきましては、つひては、調査・研究中であります。大山振興計画の策定に向けた今後の取り組みにおいて、関係団体等との一定の合意が形成できた時点で具体的なプランをお示しできるのではと考

えているところであります。また、大山振興計画につきましては、住民の皆さんは元より議員皆さん各位からのご支援もこの場を借りてお願い申し上げたいと思うところがございます。どうかよろしくご指導、ご支援いただきまして答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 今、振興室についてですけれど、まだ立ち上がったばかりですので今の説明で了解いたしました。これからもスピーディーな活動をよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 次6番、森田増範君

○議員（6番 森田 増範君） 6番森田でございます。私は2つの質問をいたします。特に、新町がスタートし、半年が過ぎました。次年に向けてはいよいよ山口町長のカラーを出されていく。そのためにも、そのための検討をこれからなされていく計画の立案が重要であり、これからがその時期であろうと思っております。

そこで、これからの計画立案の中で行財政計画の問題、総合計画等の問題について2点質問をいたします。

まず一つ、行財政計画の早期取り組みをということであります。平成17年度の本町一般会計当初予算は100億円。これまでの旧町ごとの事業継承にも配慮しつつ、編成された予算と私は認識しております。結果として、財源不足を補うために、多額の基金の取り崩しをせざるを得ない状況にあり、歳入の中で、基金の繰り入れが7億7,800万円計上されております。一般会計の基金、平成17年度末の現在高見込みは20億円でありませけれども、内容については下水道、福祉事業など、それぞれ目的の定まった基金を除きますと10億円にも満たない状況にあると思っております。平成18年度以降も新町まちづくりプランにある大型事業の計画もあります。町として早急に短期・中長期的な行財政計画を立てて取り組むべきと考えます。特に12月には、新年度の概算予算の取りまとめも行われます。事業の見直しや組織再編、効率性などあらゆる角度からの検討が急がれ、そのルール作りをしておかなければならないと思います。行財政計画の短期的また、中長期的な取り組みについて、行動計画を立てて推進すべきと考えます。これまで取り組んできた経過とこれからの今後の行動計画はどうなのか町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、森田議員さんのご質問に答弁させていただきます。行財政計画の取り組みをというご質問でございます。

ご質問のように、平成17年度の一般会計当初予算を編成いたします際には、これまで旧3町が取り組んでこられました事業の継承に最大限配慮をしましてまいりました。その結果、財源の不足を生じたので、財源調整のため各種基金を取り崩しております。

取り崩しました基金の内訳としましては、財政調整基金2億円、減債基金2億2,63

3万9,000円、地域福祉基金1億円、公共下水道事業推進基金4,078万8,000円、農業集落排水推進事業基金を2億1,215万8,000円の合計しまして7億7,898万5,000円であります。

基金の平成17年度末の現在高見込み額は、20億1,200万2,000円ですが、農業集落排水推進事業基金、公共下水道事業推進基金等の特定の目的基金を除きますと、議員さんご指摘のとおり10億9,000万円余りになるところであります。平成18年度以後の情報通信環境整備事業や名和小学校統合校舎建築などの大型事業に取り組みますとき、財源不足が憂慮されるところであります。

行財政計画と、まちづくりの基本であります総合計画は、表裏一体の関係にあります、町といたしまして、財政の健全化は喫緊の課題でありますので、6月議会で申し上げましたとおり、行財政改革には積極的かつ真摯に取り組んでまいりたいと考えているところあります。

さて行財政計画につきまして、これまでに取り組んできた経過と、今後の行動計画はということでございますが、去る9月1日に、すべての管理職で構成をいたします大山町行財政改革検討委員会を設置し、その中で、補助金・負担金のあり方について、公共施設管理のあり方について、事務の合理化・経費の節減について、そしてもう一点人事評価制度の導入について、この4つのプロジェクトチームを置き、支所長、総務課長をチームリーダーにそれぞれの行政課題について、検討を始めているところあります。

補助金・負担金のあり方では、平成17年度に予算措置をいたしましたすべての補助金・負担金につきまして、その目的・効果・使途等を検証し、補助金・負担金等の見直しと交付決定に至る基準づくりに努めてまいりたいと思っております。

また公共施設管理のあり方につきましては、町の所有いたします公共施設の管理運営について、施設の統廃合や指定管理者制度の導入も含めて、今後の施設のあり方について検討を行ってまいります。

事務の合理化・経費の節減におきましては、合併して6ヶ月が経過をしようとしておるところであります、事務事業や職場環境を検証し、事務の合理化や経費の節減の方策について、職員自らの提言をもとにしながら、改善に向けた取り組みを進めたいと考えております。

人事評価制度では、職員がお互いに行政目標を共有するとともに、労働意欲の喚起や組織の活性化、職務遂行能力の自律的な向上を図るため、人事評価制度の導入について検討をいたして参りたいと思っております。

これらのプロジェクトチームで検討をいたしました改革案につきましては、可能な限り平成18年度当初予算に反映させてまいりたいと考えているところあります。今後も皆さん方のご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 質問いたします。いよいよ執行部のほうでも、4つのテーマを作って、プロジェクトチームを作って取り組みを始められたということで非常に期待をするところでございます。短期的には、そのような形の中で詰めをされ、来年度に向けての行財政の数値等のものが示されてくるのであらうと思えますけれど、中期的に長期的にそれを踏まえてどのように展開していくかということについてはまだ考えておられないのか、その点についても一つお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、中長期的な見通しにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、これから今新町のまちづくりプランを基にしました総合計画を立てようとしているところであります。新町まちづくりプランの中で、それぞれ事業についても協議をし計画をされているものもあるわけですが、こういったものを今の、或いは今後の中長期的な財政状況等も、勘案する中で総合計画の中でその整理をし、計画を実行できる計画、総合計画に仕上げていきたいと思っているところであります。その中で当然財政的な見通しにつきましても、検討を加えていきたいと考えているところであります。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 次に、予定しております総合計画のほうへのことということもでございます。後ほどそっちのほうでの質問を致したいと思いますと思いますが、もう一点。

4つのプロジェクトチームを組んで取り組んでいかれるということであるわけですが、これを統括して一つの形として仕上げていくという事であらうと思えますが、この統括をされる座長になれるのは、まずどなたであらうかということと、このプロジェクトチームは、今年のこの時期に限ってもなのか、今後もいろいろと年度を反省しながら、引き続いて検討しながら継続していかれるものなのか、その点についてお答えを願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、4つのプロジェクトチーム立ち上げることができました。短期的な課題として、申し上げましたように緊急の課題というものを整理する中でこの、4つを大きな柱として組み立てたところであります。

申し上げましたように、統括する組織として大山町行財政改革検討委員会というものを設置しておるところでございますが、これにつきましては座長は助役というふうに考えております。そして、この4つの課題であります。これは決して今回で終る課題ではないというふうに思っております。特に事務の合理化なり、経費の節減、これにつきましては、やはりその都度適時、検討をし改善を行っておくべき課題であらうというふうに思っております。補助金、負担金のあり方、公共施設管理のあり方、これにつきましては、ある程度一つの方向をなしわすれば、一定の期間その方向の中で取り組むべきだとあらうというふうに思っております。そうしょっちゅうその方向を変えるべきのものではないというふ

うに思っておりますが、よっぽどの大きな変化があれば当然検討しなくてはなりませんが、そのような考え方の中で進めるべきではないかなというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 6番議員さん、次の質問ですか。次の質問になる前にここで、ちょっと暫時休憩したいと思います。大変途中でございますけれど、よろしく願いいたします。

午前10時32分

午前10時45分

○議長（鹿島 功君） 再開します。6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 行財政計画については、町長の答弁の中で、懸命に取り組まれる姿勢を感じております。期待をいたしたいと存じます。

次に2つ目、総合計画、実施評価の仕組みづくりをとということで質問をいたします。

当初予算に、総合計画策定の予算が計上され、新町まちづくりプランを基本に新大山町の具体的な実施計画が策定されます。町長は6月定例議会の一般質問の中でも、厳しい財政事情の中、行政と住民の役割分担の明確化、共同の必要性を示されております。総合計画策定にあたり町長の考えを次のとおり質したいと存じます。

一つ、策定の期限はいつか。また、これまでの取り組みの経過は。二、計画を立案するにあたり、スタート時からの住民参画手法の中で、提案責任、いわゆる住民の役割・活動に視点を加えた取り組みも必要ではないでしょうか。三、策定された総合計画は従来、デスクプラン的な傾向が強いと私は存じます。行政と住民の共同を積極的に推進するためには、短・中期的なプラン策定と同時に達成度・実施状況の検証・評価や見直しを行い、次年度に反映、行政と住民が共同で事業展開する。その仕組みをプランの中にも明確化すべきと考えますがどうでしょうか。以上、3点について町長の考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。総合計画、実施計画の仕組み作りについてというご質問であります。まず、総合計画の策定期間はいつ頃になるのか、また、これまでの取り組みの経過はということですが、新大山町におきまず総合計画につきましては、本年度内に策定する考え方で作業を進めております。策定の方針といたしましては、3町合併の際に策定をしました「新町まちづくりプラン」を基本に据え、その内容を充実する考えであります。現在、関係各課から選出したプロジェクトチームメンバーを中心に、策定作業を進めておるところであります。

次に、計画を立案するにあたって、住民参画の手法での提案責任等を加えた取り組みが必要ではないかというご質問でございます。

ご案内のとおり、「新町まちづくりプラン」は、合併前の中山、名和、大山3町の町民ア

ンケートや住民の自主的な参加で組織をされました「新町夢づくり工房」の提言を基に策定されたものであります。従いまして、改めて住民参画による新総合計画の立案は考えてはおりません。しかしながら、大山振興計画のような具体的な実施計画を策定するにあたっては、ご指摘の点は当然考慮する必要があるというふうに考えています。吉原議員さんのご質問にも答弁させていただきましたが、今正に各種団体等関係の皆さん方と知恵を出し合っただけでそのような取り組みをしているところでございまして、こういったものをこれからは必要に応じて取り組んで参りたいというふうに思うところであります。

また、策定した総合計画が、デスクプランに終わってしまうのではないかと、そのために計画の達成度、実施状況の検証・評価の仕組みを明確化すべきでないかというご質問でございます。ご指摘の点につきましては、私も同感であります。依然として厳しい財政状況の中です。効率的な財政運営をおこなうためには、最小の経費で最大の効果を追求しなければなりません。

また、住民参画をベースに策定した「新町まちづくりプラン」、このプランをベースに策定をいたします新町総合計画を、デスクプラン的なものにしないためにも政策評価は必要であると考えています。その具体的な手法といたしましては、継続的な業務改善活動でありますP D C Aサイクル、すなわちプラン計画、ドュー実行、チェック評価、アクト改善、こういった仕組みづくりをこの総合計画の中にも構築できないものかと考えておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 質問いたします。まず一つは総合計画策定については、内容の充実ということで、各課のプロジェクトチームでの取り組みで仕上げたいということだったと思います。ことの経過の流れ、町づくりプランの取り組み等の経過からすれば、その方向性もあるのかなかと思いますが、であるならば、計画策定のものに対して、それを実行するときに、これまで町づくりプラン等で取り組んできた住民参画というものと出来上がったこの計画の中で、いかに友好に結びつけていくかということについての住民の熱意がこの形の中では現われにくい、引き出し難いのではないかと私は思っております。住民参画ということがよく引き出されますけれど、大にしてプランを作るまでの住民参画は非常によく手法としてあります。

しかし出来上がったプランをそれまで本当に熱意のある住民の知恵、アイデアを活かして行動に、いよいよその計画を達成していく、実現していく時の活かし方が、非常に私は行政手腕の中では、どちらかというと苦手ではないかなと思っております。いよいよこのプランを作られるということで、年度内には作られるということでありますので、住民の参画をいかに引き出してこれまでの熱意を新しいプランの中に発揮させていくのか、ということについてはどのような手法を考えておられるのか一点質問したいと存じます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきます。ご指摘のように、作り上げた総合計画、これをいかに住民と共に、身のあるものにしていくかというのが大きな課題だろうと思っております。私自身も本来ならば、総合計画、勿論多くの住民のみなさんに参画をいただき、自分のまちづくりとして自分のものとして計画を作りあげ、一緒にそれを成し遂げていく、そういう仕組みづくりをしていかなければならないと思っております。申し上げましたように今回の場合、総合計画につきましては、合併協議の中で、進めてまいりました住民の皆様と共に作ったまちづくりプラン、これが大きな基になるべきだと思っております。まだ合併後、半年の中でこのプランを基に合併を決断し、新しいまちづくりに望んでいる住民のみなさんと共に歩いていく中では、このまちづくりプランっていうのを町の総合計画の基本に据えるべきだと思っておりますし、また大きな、そんな大きな変化が訪れているわけではないというふうに思っております。そう言った中で、2年間取り組んでいただきました住民の皆さん、或いはアンケート等でお答えをいただいた多くの住民の皆さん、こういった思いを集約したまちづくプランというのを基本に据えて総合計画を作る上では、改めて今総合計画の策定にあたって住民の皆さんにご参画いただく必要はないのではないかなという判断をしたところであります。

しかしながらご指摘のようにその総合計画を実施していく中で、いかに住民の皆さんに参画をいただくかということが当然必要になって参ります。住民の皆さんに関心を寄せていただかなくては、まちづくりはできませんし、この総合計画も実現できないものだと思います。ましてや行政側だけがそれだけの思いで進めていく中では、やはり時代の変化なり、住民の皆さんの思いというのにズレが生じてくるんだと思っております。

そういった中で先程申しあげましたPDCA、この中で評価、或いは改善、当然実行にあたりましても住民の皆さんが実行すべきものは実行していただかなくてはなりませんし、そういった事業についての評価とか、或いは改善方策等も必要に応じて、住民のみなさん方のご意見をいただく、そういった仕組みづくりをしなければならんんじゃないかなというふうに思っております。従いまして、先程申し上げました業務改善活動、これは単に執行部だけが取り組むことではなく、全体の中で取り組んでいくような仕組みづくりが必要ではないかなというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 二つ整理をしてもう一度質問いたします。一つは先程の質問の中でもこの総合計画の中で財政計画も反映しながら取り組んでいくんだという町長の答弁もありました。現在ある債務の関係、償還計画等々も当然細かく整理をし、状況を把握して財政計画を立てていかれるということであろうと思っておりますけれど、その財政計画のことについてもこの総合計画の中で検討し、方向性を出していかれるのかということについて一点。

それからもう一度先程の質問とダブりますけれど、作った計画を町民の方と共有して共

同で一緒に役割を分担しながら、一緒に仕上げていくというこの手法については、私は行政は非常に苦手な分野であろうと私は思っております。本当に出来上がったこのこれからプランを活かしていくわけでありますので、先程ありましたように、各課でプロジェクトチームを作って内容の充実を図って総合計画を作っていくということでありますので、その苦手でありますところの住民の参画、行動渡っての住民参画をいかにして熱いものにし、役割を分担し、継続して展開をしていくのかというその手法、仕組みについてもしっかりと協議をし、明確化をしてプロジェクトの中に繁栄を是非ともして頂きたいという事を強く求めるものでございます。その点についても答弁お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。まず一点目の、総合計画の中における財政計画との位置付けということだろうと思っております。もちろん、夢づくりプランと違いまして、総合計画となりますと実施を目指した計画となるわけであります。特に、実施計画と具体的な計画が伴いますものにつきまして、当然財政的な裏づけがなければ計画として成立たないと思っております。従って、そういった部分も今非常に不透明な財政状況、国の財政状況ありまして、不透明な状況であります。出来るだけの情報の中で、的確な財政計画も立てていかななくてはならないと思っております。そういった配慮、当然やって参りたいというふうに思っております。

二点目のそのあとの実施にあたっての、住民の皆さん方への参画という考え方でありませう。行政が苦手だというふうにおっしゃいました。確かに十分にまだ慣れていない仕組みだろうと思っております。同じように言えるのは住民も苦手な部分ではないかなと思っております。従いまして、これからのまちづくり、行政運営の進め方というのは、行政だけが行うのではなく、やはり住民も主体的に関わっていくべきだというふうに思っておりますし、そういった取り組みをしなければならぬと思っておりますが、そのことを住民の皆様にもご認識をいただき、積極的にご参画いただく、そういったことが大切じゃないかなと思っております。そういった仕組みづくり、仕掛けづくりもして参らなければならぬと思っておりますけれど、議員の皆さん方におかれましても、やはり議員の立場として、あるいは住民の立場として多くの皆さんに、町づくりの中に、計画の中に参画をいただくようなそういった輪を広げていただく、こういったこともお願い申し上げたいというふうに思っております。どうか、皆さん方も、いづれにしても出来てきます総合計画は皆で取り組む大きな目標であります。一人でも多くの方々にご理解をいただき、そして主体的に関わっていただき実現できるような仕組みづくりを取り組んで参りたいと思っておりますので、皆さん方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議員（6番 森田 増範君） 町長の取り組みの姿勢に期待をし、質問を終わります。

○議長（鹿島功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 11番議席の諸遊でございます。私はこの度、2点私の意見を述べ、町長並びに教育長の考えを質したいと思います。

始めに、アスベストの対策は万全か、と題して意見を述べたいと思いますけれど、これは先ほど吉原議員と同じ意味で多分同じ答えだと思えます。せっかく私は夜も寝ないで考えてきましたので、同じ答えになるかもしれませんが、発表したいと思えます。

以前から問題となっていましたアスベスト、石綿による被害が最近特に中皮腫や肺がんの発生が多発し、住民を大変不安に陥れています。広報大山9月号にも、これでございますけれどもね、9月号にも「石綿取り扱い作業等により、異常が発見された場合は、労働基準監督署へ、また健康への影響や治療方法については鳥取産業保健推進センターで相談できます」と載っております。

しかし町長、町民はそんなことではないんですよ、ね。町民はそんなことよりも町営施設、今先ほど、述べられましたけれど約だいたい70施設があります。小学校・中学校、保育所・体育館・公民館、或いは町営住宅、その施設で具体的にアスベストが使われているか否かどうか、そこだと思わわけでございます。その施設で使用がされてあるならばどのような対応されるのか、また9月のこの度の補正予算で吹き付けの石綿検査手数料5万円が10件、そして空気測定検査手数料が20万が2件、合計94万5,000円計上されております。これは何処とどこなのか。まずお答え願いたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんのご質問に答弁させていただきます。

アスベストの対策につきまして、ご承知のように先ほど吉原議員のご質問に答弁させていただきましたが、少し角度を変えた中でのご答弁をさせていただければと思えます。先ほど申し上げましたように、アスベスト、これは優れた建築資材として昭和31年頃から平成元年頃まで、幅広く使用されておったところであります。現在、特に問題となっておりますのは飛散の可能性が高くて、人体への影響の可能性が高い露出した吹き付けアスベストだということでもあります。

国等では、アスベストの使用の状況と撤去作業による粉じん発生の度合いによりまして3段階のレベルに分けています。レベル1はアスベストを含んだ吹き付け材で粉じんの発生の可能性が非常に高いもの、レベル2は石綿を含んだ保温材、断熱材などで粉じんの発生可能性は高いもの、レベル3は建物の天井や床、壁などに使用されている建材で粉じんの可能性は比較的低いもの、というふうになっています。現在の吹き付けアスベストの調査の措置は、最も危険性の高いレベル1に対する対応となっています。そこで本町におきましては、今後の施設の改善等もありますので、危険性が低いレベルのものに関しても可能な限りアスベストの使用状況の把握に努めていきたいというふうに取り組んでおるところであります。

レベル1に該当する吹き付けアスベストの公共施設の使用状況につきましては、先ほど

の答弁で申し上げました。

吹き付けアスベスト以外の、レベル2、レベル3に該当するものに関しましても、設計図書等から使用部分の調査を今、行っております。

レベル2に該当する保温材、断熱材はトレーニングセンターなどの大型の施設の天井等に使用されている可能性があります。

この材料につきましては、吹き付けアスベストに比べると飛散性は低いようではありますが、材質が老朽化した場合や解体時等に注意が必要になるということで、調査を行ってまいりましたが、調査の結果、本町の施設には、アスベストを含んだ物は、使用されていないことがわかりました。

レベル3に該当する物につきましては、保育所、学校、体育館、役場の庁舎などでも該当する建材が使用されています。ちなみに本庁舎の天井材も使用が確認されています。この建材につきましては、飛散性が少なく、通常の使用では特に問題はありません。破損した場合や施設の改修や解体を行う場合に問題になるというふうに考えております。これらの施設につきまして、適正な管理に努めるとともに、補修などの必要が生じた場合には、早急な対応を取るよう考えておるところであります。

冒頭でも申し上げましたが、アスベストは優れた特性を備えた材質ということで、現在私たちが使用している施設の色々な箇所で使用がされております。また、アスベストはそれが飛散をし、吸い込むような状態になることが問題となりますので、アスベストの被害がないよう、今後とも施設の適正な管理に努めて参りたいと思っております。先程ご質問がありました調査、或いは修繕等につきまして、具体的な箇所をお示しさせていただいた中で予算を組んでいるところでありますが、その具体的な箇所につきましては、総務課長のほうから答弁させていただきます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 引き続きアスベスト成分分析を行いましたその箇所につきましてのご報告をさせていただきます。

先程ありましたように9月補正の中で10箇所予定をしておりましたが、実際的に測定しました場所につきまして、名和学校給食センター、中山支所、大山自治会館、ふれあい会館、大山トレーニングセンターにつきましては2ヶ所、屋根、壁というところで成分のサンプリングをしております。名和トレーニングセンターにつきましても屋根、天井、並びに鉄骨等に吹き付けてあると推測ができましたので、従来の設計図書から、そういうふうな勘案が、推測ができましたので、この3ヶ所につきましてもサンプリングの採取をしております。あと1ヶ所が名和野球場ということでございます。

それから空気中の成分分析につきましては、当初大山自治会館、並びにふれあい会館につきまして、吹きつけのアスベストが建築当初から使用されている可能性が高いというふうな設計事務所、或いは関係各課の黙視によりまして、推測ができましたので、この2ヶ

所につきまして空気中の成分分析を行う予算計上をいたしておりましたが、結果的に先程申しましたように、今回の成分分析の中でアスベストは使用されていないということでありますので、空気中の測定につきましては、その後新たにアスベストの使用が断定をされています所子保育所周辺で空気中のアスベストの飛散の状況を分析調査をしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） まあ、町としても努力しているということですが、結局ね、町民にとっては、先ほど私が言いましたように、この施設は大丈夫だ、この施設は危険だよというのを、やっぱり早急に知らせるべきだと思うわけでございます。次は10月の広報ですか、10月の広報までに現時点での号外でも、皆さんが今心配ですので、例えば旧大山町には高麗体育館、古いですね。大山町の大山口住宅、あそこに住んでおられる方、高麗体育館を使われる方、大丈夫かいなど。こういう不安、やっぱり行政は町民に不安を与えちゃならないと思っております。今、現在の進捗状況でもいいですので、やはり逐次、ここは大丈夫だよ、ここは大丈夫だよというのを町民に知らせるべきだと私は思う訳ですが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。申し上げましたように今、いろんな角度から調査をしておるところでございますが、ご指摘のように、住民の皆さん、ご不案内部分もあろうかと思えます。本当に危ない物については、早急に対応しなくちゃならないという体制で調査をしているところではありますが、今、総務課長に確認しましたら、広報の10月号で、特集を組んで住民のみなさんにお知らせしたいというふうに考えておるようでございますので、その中で住民のみなさんにご周知をしていきたいと考えております。以上であります。

○議長（鹿島功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） アスベスト対策については、了解いたしました。続きまして2番目といたしまして 夏休みのラジオ体操は防災無線放送で全町民参加をと題して私の意見を述べたいと思えます。町長、教育長の答弁をお願いします。

以前の夏休みのラジオ体操は、夏の風物詩のようなものでございましたが、最近はほとんどの子ども会が集落の放送機からでなく、携帯ラジオで細々と体操しているのが現状でございます。朝6時30分から10分間、ラジオ体操を放送機で流すことには、個人の権利等から色々なご意見もあろうと思えますが、ラジオ体操の放送で、その放送を聞き、子どもが1人で起きると言う自立心を養う、また地域の人々、特にお年よりと一緒に体操をすることで、地域の人に、地域の子どもの顔を覚えてもらうことができる。つまり地域の子どもは地域で守ることが出来るんじゃないか。そういう観点からそうすることにより、自然にまたあいさつが身につくと私は思っています。以上の観点から、私は夏休みは防災

無線で、全員町民がラジオ体操を是非、実行すべきであると思いますが、町長・教育長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 夏休みのラジオ体操、防災無線で町民全員が参加をしてというご質問であります。

防災行政無線での放送ということですが、6月議会の一般質問の答弁でも申し上げましたが、早朝に10分もの間、放送を続けることにつきましては、乳幼児や病人を抱える町民の皆さんや屋外拡声受信機、こういった付近の住民の皆さん、更には生活のサイクルがそれぞれ違う中で、防災行政無線放送の音声・音量がうるさいという声も多く耳にしておりますし、またラジオ体操を防災行政無線で放送するということにつきましては、ラジオ事業者としての著作権や放送に関する様々な規制に抵触する恐れもあるところでありますので、ご提案の趣旨につきましては、防災行政無線を活用するという事は困難であるというふうに理解をいたしております。

また、子どもたちのラジオ体操の取り組み状況などにつきましては、教育長の方から答弁申し上げます。

○議長（鹿島功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 諸遊議員さんのご質問にお答えします。夏休みのラジオ体操は子どもたちが地域社会の中で成長していくために非常にいい機会になるという議員さんのお考えに私も賛同し、教育委員会としても奨励をしているところであります。本年度も7月の町内の小中学校の校長会で、それぞれ地域でラジオ体操をしてはどうかというような、こういう指示もしたところでございます。一方、PTAや子ども会の育成会等にも呼びかけました結果、本年度は子ども会が殆どの集落で主体となって、やり方についてもそれぞれ工夫しながら、結果として124の集落で実施されました。

その結果、同じ集落の人たちとあいさつができるようになったとか、近所の人と顔見知りになったとか、或いは「ラジオ体操ができるようになった」などの成果の声が聞かれる一方、「中学生が来ない」とか、「来ても座っているだけ」とか、「あいさつをしない人がいる」というような、そういうも問題点も指摘されました。来年度に向けて、関係者にこれから色々また啓発をしていこうと、こういう具合に考えているところでございます。以上です。

○議長（鹿島功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 町長、町長は8月10日のね、八橋警察署管内の地域安全パトロール隊の発足式の来賓のご挨拶でこうおっしゃいました。私の友人が、自分の子どもを地域の人に知ってもらうために、自分と一緒に回覧板をもって来たりするんだと、これは一重に自分の子を守って欲しいんだと、みなさんに。おっしゃいましたね、私もそのとおりだと思います。

で、学校では、地域の人を呼んでいろいろな行事をしておられます。ボランティア、それはそれで結構ですけども、やはりそれは地域といっても遠い地域でございます。地域の本当に集落の子どもを守るには、集落の、特にいつもいらっしゃるお年寄り、お年寄りは絶えずいらっしゃいますね、が、子どもたちと触れ合う機会を作らなけりゃならない。そのためには、このラジオ体操が一番ではないかと思うわけでございます。確かに町長がおっしゃるように、朝の6時30分から10分間、防災無線を使うことには、様々な問題があろうと私は思っております。しかし、町長の何と言いますかね、是非とも自立心のある、地域の子どもは地域で守るんだ、この10分間は町民目をつぶって、いや目でしょうか、耳をつむってくださいという強いリーダーシップがないと、なければならないかと思うわけですよ。本当の話。

じゃあどうして今、子どもたちは外では遊びません。ほとんど中で遊んでいます。何かあった時、地域の集落のお年寄りがその集落の子どもたちを知っているのでしょうか。もう一度町長ご答弁願いたい。

○議長（鹿島功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。そのとおりでございます。地域の中で子どもを育てる環境を作ること、これが大事なことでありますし、これからの町づくりに大きな力になると思っております。そのことと、防災行政無線で一斉にラジオ体操を流すことは、意味が少し違うんじゃないかなというふうに思っております。

おっしゃるとおり、ラジオ体操を一斉に広報無線で流すことによって音は流れます。しかし、音の元に地域の意識が高まっていなければ、うるさい雑音だけになってしまいます。したがって、そういった活動というのは部落部落で子どもを育てていく中で皆でやろうやという気運が高まってこなければならぬではないかなと思っております。例えば安原の部落の中で、部落放送を使って部落みんなでやろうやという、そういう気運が高まる中で子どもたちと一緒にラジオ体操をし、その中で交流を深めていくという活動がまず大事なんじゃないかなというふうに思っております。

強制的に放送を流す中でやらせるのではなくて、やはりそういった地域の中で意識の高いところからどんどん取り組みがなされるべきでありますし、私の子どもの頃もラジオ体操はやっておりました。でも、子どもの頃には防災無線はありませんでした。ラジオを持って当然やっておりましたし、なかなか部落一斉にということはなかったわけですけど、いづれにしてもラジオ体操を通して夏休みの間にそういった活動に取り組むってことは大変重要なことだと思っておりますし、それは本当にそういった取り組みがなされていけば私は素晴らしい取り組みに進むんじゃないかなと思っております。これに限らず、地域の中で子どもたちを見守り、子どもたちも大人と触れ合う機会を沢山作ってやることというのは、私は大事なことだと思っております。

先般も、中山地区、名和地区の庄内地区、更には中山の3地区の町民運動会に参加させていただきました。小中学生や保育所の子どもから、高齢者の方まで一同に会して楽しく運動会を行っておられました。これに参加する部落と参加しない部落もあるというふうに聞いております。かえってこういった場を通して、「あのじいさんはえらい元気が、なんぼになんはあかいな」とか、「あの子はどこの孫だかいな」とか「どこの子だかいな」というそういった会話がなされ、そういった中で地域の皆さんがその子どもたちを育てていくという関係も出来てくるのではないかと考えております。いずれにしても、そういった日常の活動の中で、あるいはそれぞれ、集落集落、地域地域の文化的な伝統行事やそういった部落の活動、こういった中に積極的に子どもたちを参画させていただいてその中で子供を育ててやれる、そういった環境づくりを是非とも取り組んでいかねばならないと思っておりますし、それがあある意味で先ほど吉原議員さんからもありましたが、コミュニケーション教育、こういったものも学校だけに頼るのではなく、地域の中でやはり子どもたちが小さな子ども同士、或いは異年代の世代と交流をし、生活をしていく、そういった中からコミュニケーション、こういった力も育っていくのではないかなと考えているところであります。

どうかラジオ体操はともかく、いろんな場面でこの取り組みについては、これから大事なことだと思っておりますので、皆さん方と一緒に取り組めばなと思っております。よろしくお願ひします。以上でおわります。

○議長（鹿島功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 基本的には分かるけれど、防災無線は諸般の事情から使いたくないということですね。そうしますと教育長、教育長は私の思いをよく分かってくださってる答弁でした。ですから、これからやっぱり教育委員会、社会教育、そして福祉、おじいさん、おばあさんも一緒になって社会教育も一緒になって子どもも小学校、中学校も一緒になってする。せめてこれは、防災無線なくしても町長がおっしゃったように各集落で、そういう指導、運動是非とも今後取り組んで下さることを願って私の質問を終えたいと思います。

○議長（鹿島功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 13番、小原でございます。6番議員森田議員とも重複する点が多々あるかと思ひますけれど、一つご答弁をお願いいたします。

私は、指定管理者制度導入はということでございます。この問題は、町長が姿勢大綱の中に方針の中にも、書いていらっしゃいます。効率的な行政運営において、公共施設の管理運営を見直しをはかる観点から、指定管理者制度の導入を検討して参りたいということをおっしゃっておりますので、なかなか待っても待てども、声が聞こえてこないということで一つ質問をさせていただきます。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理を民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としています。

そこで、町長、我が町大山町においても財政的にも大変な時期を迎えております。町長は財政改革に否応なしでも、取り組まねばならないと思うが、町長の手腕はいかにかという事で町長の考えをお示し願いたいと思います。

○議長（鹿島功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは小原議員さんの質問に答弁させていただきます。「指定管理者制度の導入について」のご質問でございますが、平成15年9月の地方自治法の改正によりまして、公の施設について、従来の管理委託という考え方から、民間活力の導入に踏み込んだ指定管理者制度の導入が法制化をされたところであります。

指定管理者制度の創設に伴う従来制度の変更点は、まず一つとして法人その他の団体であって、当該地方公共団体が指定するもの、いわゆる指定管理者であります。これに公の施設の管理を行わせることができるとされ、委託対象が民間事業者等に拡大された、ということであります。二つ目は、指定管理者制度を採用する場合には、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を条例で定めなければならないとされたこと。そして三つ目として、指定管理者を指定する場合には、指定の期間等を含め、あらかじめ議会の議決を経なければならないというふうにされたこと。四つ目として、毎年度終了後、管理の業務に関し報告書を提出することとしたこととあります。規制緩和とそれに伴う代行業務の範囲の明確化を図り、議会の議決を経ることにより、正当性を担保したものであります。

さて、指定管理者制度の導入が考えられます本町の施設としては、索道事業、温泉事業、地域休養施設、保健福祉センター、保育所、診療所といった福祉・医療関係施設、公民館、図書館、各種体育施設などの社会教育・社会体育施設及び公園等が考えられますが、指定管理者の選定の基準といたしまして、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。二つ目として、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。三つ目といたしまして、公の施設の管理に係る経費について、町が管理する場合に要するものと同程度以下で管理することができること。こういった三つなどの指定基準を設ける必要性があると考えております。

9月初旬の管理職会におきまして、管理職の中から、公共施設の管理運営について、指定管理者制度の導入も含めて今後のあり方を検討するプロジェクトチームを編成し、今後、この会を開催する中で改革の具体案をまとめていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をお願いするところであります。

○議長（鹿島功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 今、検討されているということでございますけれど、早速で何でございますけれど、公募はいつぐらいになるのでしょうか。公募、分かります？ それ一点だけお願いします。

○議長（鹿島功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、申し上げましたように今、指定管理者制度を導入する施設、これについてどの施設が今の条件等に踏まえて適切であるかという検討に入ったところであります。そういった中で、その状況がまだ見えてきておらない状況でありますので、今具体的に公募をいつ行うかということは、今まだ考えてはおりません。ある程度の具体的な内容が見えてきた時点でまた検討したいというふうな考えです。以上です。

○議長（鹿島功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 大変よく、私が一般質問通告しましたらすぐ、こういう地方議会人というものがきまして、なかなかもっと質問するところないなと思いますんで、一つもうちょっとスピードアップしながら、この制度を導入して頂きたいということで私の質問を終らせていただきます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 次、5番、敦賀亀義君

○議員（5番 敦賀 亀義君） 通告に従いまして、2問質問させていただきます。最初の1問目でございますが、私は財政より住民の安全性をもの凄く考えております。

そこで1問目、地域防災対策について質問いたします。（1）といたしまして、大山町総合防災訓練の実施について、各部落区長宛に文書が送付されております。10月6日に行われるようではありますが、その訓練内容については、鳥取県沖をマグニチュード7.4の地震が発生し、大山町を始めとする鳥取県西部市町村で震度6強を想定された訓練のようであります。訓練内容について、概要が示されておりましたが、その内容についてもお聞かせ願いたいと思います。そして（2）として町の分掌訓練内容について、特に自治会における避難誘導、情報収集訓練について。（イ）として、住民の仮避難所への誘導対応。（ロ）負傷者等の把握。（ハ）道路、がけ崩れ等被災情報の把握。以上、自治会が対応するような計画がなされているようであるが、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、敦賀議員さんの「地域防災対策について」のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のように、本町では今年が平成12年10月6日に発生いたしました鳥取県西部地震から5年目の節目となることを踏まえ、同日に防災関係機関の災害発生時の応急対策活動の検証と町民参加型の訓練とすることにより、町民に対する防災意識の高揚を図ることを目的として、鳥取県総合防災訓練と連携をし、また消防、警察などの関係機関の協力

を得ながら大山町総合防災訓練を実施いたすように予定をいたしております。

訓練は、10月6日午前9時30分に震度6強の揺れを観測するとともに、大津波の警報が発令されたとの想定で、災害対策本部の設置及び運用訓練、情報収集訓練、避難訓練、消火訓練、炊出し訓練等を実施することといたしております。

町民の方の参加を得て行う訓練につきましては、地震発生時の安全確保への対応を確認していただくために、自治会における避難訓練をはじめ、情報伝達訓練、消火訓練を行う予定といたしております。

これまでに、参加申し込みのありました自治会の数は、18集落であります。

避難訓練につきましては、地震発生後、近所の方々の安否を確認をしながら、特に高齢者など災害弱者を、安全に指定された避難所に避難させる方法を確認する予定といたしております。

また情報収集伝達訓練につきましては、避難所への避難状況、負傷者の発生状況、道路、がけ崩れなどにより自動車が通行できないなどの情報を、自治会単位で想定をしていただき、その情報を町災害対策本部への通報することにより、地域の被災状況等を把握する訓練を行いたいと考えております。

万一地震が発生した場合、まずは家庭や地域でいかに被害を少なくする行動ができるかということが重要となってまいります。今回の訓練の目的は、地域の防災活動の点検の機会としてとらえていただき、大勢の町民のみなさんに参加をいただくことにより、自らのそして地域の防災意識を高めていただくことにありますので、この訓練の実施により、当初の目的が達成されますことを強く期待をしておるところであります。以上で答弁終わります。

○議長（鹿島 功君） 5番、敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀 亀義君） そこで町長、私は地域の防災組織を作り上げなければならないと思っております。非常時に誰が何処に誘導し、誰が誰の安否を確認するか、話し合っておく必要が私はあると思っております。町長、20日の本会議で総合訓練と合わせて考えると言われましたが、津波にしても、今、隠岐島から沿岸まで3分です。そういう被害が起きてからは、もう遅いと思います。早く地域防災組織の行政が手助けでいいです、手助けをして早く組織を作るような体制を取ってもらいたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 敦賀議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。議員さんのおっしゃる通りだというふうに思っております。やはりこれからまずは自分の地域を自分たちで守るという意識を高めていかなければならないと思っております。全てのことを行政や他人に負っていたのでは、もう追いつけない時代だろうと思っております。そういった意味からも自主防災組織、言葉は硬いのですが、地域で皆が助け合うという組織作り、

これが普段から大事になってくるのではないかなというふうに思っております。そういった意味からは先程諸遊議員さんからのご質問にもありましたことに通づるのではないかなというふうに思っております。町といたしましても、自主防災組織の育成については、それぞれ区長さん等通して、その組織作りについてお願いをしてきているところでありますが、具体的に取り組んでいただいている集落もありますれば、まだまだ関心の薄い集落もあるというふうに思っております。行政としてもその必要性等について、当然、啓発をお手伝いをしていきたいと思っておりますけれども、まずは住民の皆さんも本当に万が一の時の為に、自分たちの問題として日頃から考えられるような、そういった組織作り、意識を高めていっていただくことも積極的に取り組んでいただく、お願いをしていきたいなというふうに思っております。実際の組織、私の部落にも一応出来ております。出来てはおりますが、そういった中で今回、この防災訓練に参加をするということで今準備を進めております。この間も寄って話をしましたが、現実的に役割分担をしている人間と実際に災害が起きた時にそこにいる人間、これは違って来るわけでありまして。そういったことで今回も役としてある、私もその役の一人でありまして、私が部落においてその役目が出来ません。災害対策本部にいなくちゃならないわけでありまして。その時にいる人間でどう対応していくかっていうことを考えていこうや、というふうな話を今しているところでありますが。いずれにしても、そういった組織作り、自分の問題として取り組んでいただきたいと思っております。今の自主防災組織の設置状況なり、取り組みの状況については総務課長の方から具体的な分については答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） そういたしますと、自主防災組織の設置状況につきましてご答弁をさせていただきます。旧名和町におきましては平成15年から各区長さんを中心に、自主防災組織の育成に関わる教育依頼をして参りました。中には自衛消防、あるいは自主防災組織との混乱もありまして、中々理解を得られない所もございましたが、現在、旧中山、旧大山の状況につきましては、防災組織としての一体化をもつ組織としては自衛消防があたっている、というふうに聞いております。それから先程申しましたように旧名和町で取り組んでおりました自主防災組織として独自の成立ちといたしましては、現在の所先程町長が申しました町長の出身地であります下木料、それから西坪、この2つの地域において自主防災組織としての取り組みがなされておりますが、本来の自主防災組織としての自主自立、あるいは自分たちの財産は自分たちで守るというふうな所まで定着をしてないのが現状だというふうに理解をしております。今後におきましても、災害時において一番中心的に集落を守っていただくのは行政ではなく、そこの住んでおられる地域の方々だというふうに思っておりますので、まだ積極的に自主防災組織の育成については力を注いでまいりたいというふうに考えるところでございます。以上であります。

○議長（鹿島功君） 5番 敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 内容は説明よくわかりました。どうか極力、自主的にやるというのは充分に分かっております。しかしながら町民がいろいろと、何からやったらいいか分からないということがございますので、どうかよろしく指導面をお願いしたいと思います。

2問目に入らせてください。2問目は、漁業後継者の育成対策についてお聞きします。漁業就業者の減少と高齢化に対応するため、後継者の育成を積極的に行っているところでございます。しかしながら新たに漁業経営を開始するものにとって大きな負担がかかるのが現状でございます。漁船・漁労・機器等の取得に膨大な経費が必要とされ後継者の自立が困難な状況にあります。したがって現在では、鳥取県漁業経営開始円滑化事業が実施されております。現在、県外よりIターンとして四名この事業にのり、御来屋・中山漁協で組合員として自立し成果をあげているところであります。今年からさらに制度が改正され親等の経営基盤の敬称を受けない者、ものもしくは、親族等の経営規模を拡大し、漁業経営を開始するものを対象とする制度ができ、従来の制度が拡大されましたが、町は従来の制度にあわせて対応する考えはあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。漁業後継者の育成についてであります。議員さんご質問のこの事業は、新規の就業者が漁業経営を開始する時に大きな負担がかかる漁船・漁労用の機器等の取得に漁協が協力をし、負担を軽減することによって、将来を担う漁業者の円滑な確保、初期の経営基盤の負担軽減、水産業の健全な発展を図ることを目的とした制度であります。

この制度は漁協が、新規就業者が新たに漁業に就業する際に必要な漁船・漁労機器等を整備し、新規就業者に対し貸し付けるもので、その事業費に対し県・町が助成をする制度であり、この事業の実施要領の一部改正をされ平成17年度事業から適用となりました。個々の内容については申し上げますが、これまでは県外からの研修生が新規就業をする際の制度として活用され、地元の後継者は対象となりませんでした。関係者からも県外研修生だけでなく地元後継者の育成にも必要な制度であるという要望もあり、この度の改正で対象となったところであります。町としましても、これまでも水産業の振興、後継者の育成につきましては各種制度も活用しながらその充実に取り組んで参りました。県下でも有数の水揚げを誇る本町であります。農業総生産額は県下2位の大山町であります。漁獲高におきましても、境、岩美、鳥取に次ぐ4番目の漁獲高があります。遠洋漁業のないこの地域にとりましては、ある意味ではこの近海の漁業の水揚げ高としては一番この大山町が多いのではないかなというふうに思っておる、すぐれた漁場の下での本町の水産業であります。

新町においても重要な役割を担っており、その振興を図る上で後継者の育成は重要な柱であると認識をいたしております。このたびの制度改正によりまして、より多くの地元後

継者が新規就業されることを期待しながら、町としても県と連携を取りながら支援をして参りたいと考えておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 了解。これで私の一般質問終わります。

○議長（鹿島 功君） それでは、ここで休憩します。再開は1時にしたいと思います。1時になりましたら、議場に集まってください。

午前 11時 50分

午後 1時

○議長（鹿島 功君） それでは1時になりましたので再開いたします。2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） そうしますと通告どおり質問させていただきます。私題をちょっと忘れておりました、農業問題について質問させていただきたいと思っております。一部午前中ですね、吉原議員さんと重複する個所がございますが、よろしく答弁お願いいたします。

町長は、大山恵みの里構想を提起され、その一環として大山振興室を立ち上げておられます。今年2005年は農林業センサスの年でありまして、詳しい最新のデータ、速報はもう既に出たかと思いますが、新大山町の農業生産額（産出額）は鳥取市について93億円と2番目であります。鳥取市は大変広く大きくなりましたから、実質ですね内容的には鳥取県1の農業町ではないでしょうか。内訳は省きますが、畜産から園芸と非常にバランスのとれた農業の町になったと思っております。

1、そこで、町長として大山町の農業をどのように評価をされているのかお尋ねをいたします。2、そして、近い将来、非常に不安と言わざるを得ない農業の状況だというふうに考えます。大山町の農業を持続・発展、そしてどのように守っていくのかをお尋ねいたします。このことはもちろん行政だけの問題ではないと思っておりますけれども、官・民が一体となって初めて成果が上がるものであろうと言うふうに考えます。3、そこで基幹産業の農業をリードされている「JA西部」さんとの連携・協力など具体策がございましたらお聞かせ願います。4、最後になりましたが、水利事業の一環で多額の予算を使って灌漑用水が利用できるようになりました。この水を有効利用した農業施策を何かお考えかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

大山町の農業についての、ご質問でございますが、まず大山町の農業をどのように評価しているかというご質問であります。議員ご指摘のとおり、これは第52次鳥取県農林水産統計という資料がありますが、これによりますと平成15年の農業生産額は鳥取県が7

0.3 億円、西部地区が 2.69 億円、そして新大山町が 9.3 億円と県西部を代表する有数の農業地帯となり、正に新町における基幹産業であると認識をいたしております。

その評価につきましてはいろいろと捉え方はあろうとは思いますが、生産額で見ますと畜産が 4.4 億円、米が 1.5 億円、野菜 1.2 億円、花き・果実で 1.3 億円など多様な農業生産が展開をされております。また兼業化と高齢化が進行する中、県内の他地域と比較をして壮年層の農業従事者が確保され、主体的に営農に取り組む女性の姿も見られるなど、これまで取り組まれたそれぞれの農業振興施策が活かされているものと考えておるところであります。

この大山町の農業を持続、発展、していくにはそしてどのような考えかというご質問がありますが、先に申し上げましたように、本町の農業はバランスのとれた状況であると思っております。しかし、一方で担い手の減少、高齢化の進行、畑地を中心とした農地の耕作放棄、農産物の自由化による輸入の増大など厳しい課題も出てきております。このような課題を踏まえた農業の持続、発展を図るためにはこれまで培われてきた農業生産環境を活かし、担い手の育成や確保、集落営農の取り組み、直接支払い制度の活用、新水利システムを活用した農地等の適切な保全管理、付加価値を高めるためのブランド化、地産地消の推進、観光との連携など、大山の恵みを活かした振興を図ってまいらなければならないと考えております。また「新町まちづくりプラン」における農林水産業の振興策につきましても、営農協議会等でも議論をいただき、その具体化を図っていくことが発展となり、また守るということになろうかと考えております。そしてこれらのご指摘のとおり行政だけで成しうるものではなく農業者や農業団体のみなさんと適切な役割分担のもとでの取り組みが必要であると考えております。

そこで「JA 西部」との連携、協力などの具体策についてであります。米政策では水田営農推進協議会の運営、果樹では特産品である梨の産地活性化プランとしての梨再生促進事業の取り組み、野菜では価格の安定化対策、各種協議会への参画などがあげられると思います。

最後に、灌漑用水を有効利用した農業施策をということではありますが、本町では国営総合農地開発事業、県営畑地帯総合整備事業により、これまでに 18 基の共同給水スタンドと 50 基の個人給水栓が設置されておりますが、今年の渇水期では大いに利用をいただき、地域の営農に不可欠なものとなっております。今後も段階的に畑かんの整備を進めていき、生産基盤の充実を図りたいと考えております。同時に、水を利用した果樹・野菜の実証ほ設置等により、灌水効果を PR しつつ、地域の特色を活かした農業振興策を検討してまいりたいと考えているところであります。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 2 番、西尾寿博君。

○議員（2 番 西尾 寿博君） ありがとうございます。1 については私も昨日、大山恵みの里構想のですね、意見交換会ということで行ってまいりまして、町もそろそろ努力

しているというような感じをいたしました。しかし、その中でですね、持続発展することによって、これほど漁業に関しましても町長が言っておられました、4番目にあると、そして定置網もですね、県で唯一じゃないかなと思っております。この観光のことに関しましてもですね、漁業に関しましても大変恵まれた宝の山がたくさんある中で、私はもう少し具体的にですね、例えば道の駅とか物産を売るようなそういった施策をされたらどうかかなと思っております。というのは、まず特産物のPR効果。そして観光の拠点の一つにもなりうる、売りたいものを好きなだけ自由に値段をつけて売れる、ということは生産意欲が増して活性化につながるのではないかというふうに思っております。そのような中で、これほど多種多様でそして個々の努力も見逃さないものがあると思っております。香取村のヨーグルト、町長もよくご存知だと思っておりますが、柚子の加工品から陣構のお茶、肥育から食用まで一貫生産しておられる畜産農家など、たくさんおられると思うんですが、この宝の山をですね、具体的に売るような施策、というのはJA西部さんも言っておりましたが、既にやっておられます。その中で応援してくれたらありがたいなというようなことも聞いております。その辺をですね持続発展というような意味合いでもう一度質問したいと思っております。お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、議員さんご指摘のとおりだというふうに思っております。私も前々から申し上げておりますように、この大山町の中には海から山まで大山山麓に様々な豊富な資源があるわけでありまして。実際にそれを活用し、活かしておられる方もありますし、そういった組織もあります。活かされた産品もあります。しかしながら、まだまだ不十分な部分がほとんどであろうというふうに思っておりますし、その活かされている資源もそれぞれ個々バラバラであろうというふうに思っております。こういったことをせっかく大きな町となり、様々な資源もそれなりに量も確保できる体制が出来てきているわけでありまして、こういったものを上手くつないでいき、相乗効果を上げていくという取り組みが必要であろうと思っております。それが一つの大山恵みの里構想、大山ブランドの確立に繋がるのではないかなと思っておりますし、その施策、その方向性を今検討いただいているのが大山振興室の役割でありまして、昨日お集まりいただいた多くの皆さんへの期待だというふうに思っておるところであります。

もちろん、ご指摘のようにそういった優れた地元の産品を、まずは町民が知る、地元の者が知るということが、まずは大事だろうというふうに思っております。そういった中で地元の中に、そういった物を販売できる、扱っていただける場所というのが必要になってくるんだろうと思っております。昨日の協議会の中にも、御来屋市やあるいは弥生の風やそして仁王堂での朝市等取り組んでおられる方々、こういった方々の代表の方にもご参画をいただき、話をこれから進めさせていただくところでありますが、いずれにしても、

もっと大きな中で、そういう場所も必要であろうというふうに思っております。その拠点を道の駅という形の中で道路沿いにもっていくのがいいのか、実は道路も高速道路、高規格道路がもう開通が間際でありまして、そういった交通の流れを考えてみた場合に、国道9号沿いがいいのか、あるいは高規格沿い、併設は出来ませんので、町が主としてつくる場合には、どの辺がいいのか、あるいは多くの集客が見込める大山寺という拠点というものも一つ場所としても考えていく必要があるのではないかなど、いろんな思いはありますが、いずれにしてもそういった拠点施設をつくる場合には、そういったそれぞれに関わっている多くの皆さんの連携が取れなければ持続的な運営も出来ませんし、そういった施設の持続的な運営が出来なければ農業の振興なり生産の持続的な活力にもなっていないのではないかなどというふうに思っております。そういった中で全体の課題として一つの方向性をこの大山振興室の取り組みの中で見出していく必要があるだろうというふうに思っている所であります。どうぞ皆さん方の様々な角度からのご意見も賜りたいというふうに思う次第であります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 町長の前向きな姿勢、誠にありがたいなと思っております。その中でですね、道の駅とか高規格道路のことが出ましたので、もう少し質問させていただきたいと思っております。

いわゆる9号バイパスがですね、19年に出来ると決まったように言われておりますが、その内容は明らかになったのでしょうか。と言いますのは現在、湯梨浜町にですね道の駅がございまして、聞く所によりますと淀江なり琴浦なりが、そういった物産施設をですね誘致したいというようなことを言い出す、まあ既に言っておるのではないかなど思っておりますが、この大山町の方では内容が明らかになった時点でですね、そのようなことをやっていくのかどうか、ぜひやっていただきたいというふうに思っておりますが、今、地産地消といわれながら、次は地産外消だという言葉が出ております。県外の方、また町外というような方がですね、お土産でも送りたいというような外に対しての消費を考えていく時に来たのではないかなど思っております。その辺をですね、町長の考えをもう一度聞きたいと思っております。お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、地産地消という言葉が飛んでおります。私の認識の中では、皆さんも同じだと思いますが、地産地消というのは、地域で出来た産物を地域で消費するという事だけではないというふうに認識をいたしております。地域で出来た産物を、まずは地域の住民がその良さを知り、それを消費する。その中で更にその良さを皆で外にPRし、外に向けて、売り出していく。あるいは、地域の活性化の為に活用していくというのが地産地消だろうと思っております。ですからまずは、地域に育った地域のいいものをまずは自分たちが自分たちの物を知る。

そういうことから初めて、その良さを高めていって皆で産業の活性化の為につなげていくというのが地産地消の終局的な目的ではないかというふうに思っている所であります。

そういった中で、その地域の産物を販売する拠点としての道の駅等の必要性というの理解をしているところではあります。現在、高規格道路の中で淀江・名和間、計画が進められておりますが、これは今、一応19年度の開通の目途であります。私どもとしては出来るだけ19年の10月の全国和牛共進会が開催をされる、その時期に合わせて開通をなんとかお願いを出来ないかという取り組みをしている所であります、と言いますのが、全国和牛共進会の枝肉の部の会場は名和の食肉センターになるわけであります。従いまして、境、米子の会場と名和の会場を結ぶ中で、この高速道路、高規格道路の開通が合わせて行われれば非常に効果の発現が早いのではないのかなという思いでおりますが、その計画の路線の中には実はそういったいわゆるパーキングとかサービスエリアというのは用地として計画はなされておられません。従いまして、その高規格道路の沿線の中にそういった拠点を設けるということはまず無理であろうというふうに思っております。これから名和・中山道路についても事業化に向け、鋭意要望活動を行っているところでありまして、できれば来年度事業化になり事業実施をお願いできるのではないかなというふうな期待感を持っているところではあります。またそういった中でもそういったことが可能なかどうなのか、それも含めて取り組みをしてまいりたいというふうに思っておりますが、いずれにしましても先程申し上げましたようなそういった拠点、こういった施設を何処に設置していくのが効果的なのかということも今後考えていかなければならない課題だというふうに思っている所であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。西尾議員は、質問最後ですかいな。確認しておきます。

○議員（2番 西尾 寿博君） 2回です。

○議長（鹿島 功君） はい、なら。西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） これが最後ですか。

○議長（鹿島 功君） 最後です。

○議員（2番 西尾 寿博君） 分かりました。そうしましたらパーキングのことはわかりました。そうしますとですね、担い手のことで一つ質問したいと思っております。17年6月に今年ですね、農業経営基盤強化促進法ということがですね、食育基本法と同時にですね可決成立したということになっております。この中でカロリーベースも落ち込んだということもありまして、農業所得も落ち込んでいます。これを改革是正するという中心の担い手が農業者の担い手だと思っておりますが、認定農業者ということで位置付けておるといふふうに認識しております。ということですね、この認定農業者に対して各種の施設、そして補助金などがこれから集中的に降りてくるというふうに考えております。その中でこの認定農業者の、これはですね集落営農とか組織的なNPO法人なども含めたことなど

もありますが、これをですね増やす、というのは担い手を増やすというようなこと、あるいはその支援していく受け皿が出来ているのかどうかというようなことを一つ聞いてみたいと思っております。町長いかがなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問につきましては、その状況等、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの認定農業者についてでございますが、もちろんその担い手の位置付けの大きな柱には間違いはございません。現在も既に認定農業者制度はございます。これが拡充をされるというように理解をしておるところでございますし、一方では集落営農という取り組みをですね、強固に強力に進めるということが打ち出されておりますので、これにつきましても推進を図っていききたいというように考えております。以上でございます。

○議員（2番 西尾 寿博君） どうもありがとうございます。

○議長（鹿島 功君） 次、4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 通告書に従って町長と教育長にお尋ねします。

学校給食の地産地消の取り組みについてお聞きしたいと思います。大山町は合併して大きくなりました。そして農業産出額も93億円と県内では2位となっております。農産物も牛乳・養豚・米等たくさんのが取れております。この豊富な食材が学校給食に活かされていないのはとても残念なことだと思います。

大山・名和・中山地区とも平成16年度学校給食食材の県内産利用率は60%を超えておりますが、町内産の利用となると、大山地区の場合ですが18%と少ないです。町内産野菜の利用率も少ないですが、肉、魚の町内で採れるものの利用率は0%でした。各給食センターによって食材の調達の方法は違うと思いますが、大山地区では現在、野菜生産者の取りまとめを計画中ですが、なかなか進展しないのが現状と聞いております。

学校給食を通して子どもたちに地元食材の新鮮、おいしい安全を伝え、食べ物に対する興味、関心を育てられたら、とてもいいことだと思っております。町長、教育長に次のことをお聞きしたいと思います。

地元食材の利用高を高めることに対してどのように考えておられるのか。また、取り組みの時期は考えておられるか。お聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 遠藤議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、学校給食の地元食材の利用率をどのように高めていくかというご質問であります。ご承知の通り、学校給食のあり方は大山、名和、中山地区それぞれ異なっております。中山地区では自校方式によりまして給食を提供し、農産物の食材は主と

してAコープより仕入れております。名和地区ではセンター方式で給食を提供し、農産物は主として御来屋市から仕入れ、大山地区はセンター方式で、農産物は主として生産者より直接仕入れております。

地元の食材を学校給食に取り入れていくということは、子どもにとっても生産者にとっても大切なことではありますが、農薬などによる食材の安全確認では基準を設けて第3者が管理をしているものから自己申告によるものまで様々であります。さらに水産物につきましては、地元で水揚げされる魚介類などは加工施設が無いためになかなか学校給食で使用ができないのが現状であります。

このような状況を改善するため、3地区の学校給食の課題を整理をし、改善方策を策定するため現在、学校給食改善検討委員会を設置をいたしまして関係者の意見を広く求めている所であります。年末までには意見がまとまると聞いておりますので、その結論を基にしながら現状を改善していきたいというふに考えているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 遠藤議員さんのご質問にお答えをいたします。

昨年度の食材利用率のお話がありましたんですが、1学期が終わりまして先日集計をいたしました。本年度1学期の県内産の使用率は、大山校区では71%、名和校区では64%、中山校区では58%でした。そのうち本町、大山町産の食材利用率は大山校区では30%、名和校区では37%、中山校区では15%と、いずれも県下では高い利用率を誇っております。学校給食を実施するにあたり、その必要な食材について大山町で賄えるものについては大山町で、出来ないものについては県内産を使用するよう努めているところであります。地元産の食材は単に利用率を上げていくというそういう側面だけでなしに、子どもたちが自分の住んでいる地域で育つ農産物の新鮮な味、あるいは栄養というものを直接口に入れることが出来る、これは教育上とっても、とても大切なものだと思っております。その際、水産物も含め、その食材の安定した生産、それから能率的な流通、安全性、こういったようなものの確保が大切でないかと思っております。先程、町長が答弁した中にもありましたんですが、学校給食改善検討委員会を開催しております。12月にその結論を得ますので、その時点で方針を決定していきたいという具合に考えておる所です。以上です。

○議長（鹿島 功君） 4番 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 年内にでもそういう形が取れるんじゃないかという嬉しい回答で喜んでおりますけども、先程、教育長がおしゃった地元産30%の利用率、これの中身ご存知でらっしゃいますでしょうか。この%を示すものというのは重量、重さだそうです。例えば、ジャガイモとか重たいものを使った場合%が上がる、で薬物、軽いものを使った時というのは、いくら種類をたくさん使ってもこの%が低いと聞いております。

私が言いたいのは、この大山町内で取れるものが、そういう重たいジャガイモとか玉葱とかばかりじゃなくって、色んな種類が取れておりますので、それをなるべく子どもたちに食べさせてもらえたら、これは何処何処のお婆ちゃんが作った分だよ、何処何処のおじいちゃんが作ってくれたんだよと言いながら、説明をしながら、子どもたちが食べてくれたら、もっと給食の意味もあるんじゃないかなと思いますし、栄養士の方にお聞きした時に、9月の12日ですか、県民の日というのがありまして、その日には各学校に出向いて、地元のものを使ってそれを説明をしながら給食をしたんですけれども、やはりそういう時というのは残る量が少ないそうです。少なかったと聞いております。ですから身近で採れたものがそういうふうで作ってくれた人の顔が見えた場合、もっと子どもたちが食べ物、給食に興味を持ってくれるんじゃないかなと思ってその話を聞いたんですけども、それと合わせて先程、町長がおっしゃいました水産物に関しては加工施設がないから導入できないとおっしゃいましたども、そういうものはこの町で何とかするっていうことはお考えはないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 遠藤議員さんの再質問に私の方から答弁をさせていただきます。ご指摘の通り、顔の見える食材を子どもたちが食べるということは非常に教育的にも意義があることだろうというふうに思っております。今、使う側の立場での、ある意味では、その、もっと使ってくれという思いの声もあつたのではないかと思っておりますが、やはりそれを基本に据えながらも、やはり使いやすい、要は供給体制をいかに整えるかというのが大きな問題だろうというふうに思っております。ただ農作物がある、いい作物がたくさんあるから給食に使いなさいと言われても、それを供給してくれる側が安定的に大量にある程度そろった時期にそろった物を供給する、そういう生産体制なり流通体制を作っていくことも大きな私は課題ではないかなというふうに思っております。特に魚の使用がなかなか進まないというのは、その中で加工施設が無いという所が大きな問題だと申し上げました。ある意味で野菜も同じ事ではないかなと思っております。学校給食というのは、限られた時間の中で大量に調理をし、供給をするという使命がございます。そうすると、そういった中である程度、加工を一時的な加工をして供給してやるということがその時間の短縮に繋がるのだろうし、使いやすくなるのだろうと思っております。それから仕入れる段階でも、やはり供給する側の方として、生産体系なり供給体系を作る中で、常に給食の栄養士さん等と連携を取りながら計画的に供給をしていくという体制を作っていかなければ、やはりこれは進まないのではないかなと思っております。そういった中で、この課題も実は給食の検討委員会の中では協議もいただきますけれども、実は、ある意味では大山振興の中における農業振興なり水産振興への私は一つの課題ではないかなというふうに思っております。そういった中で、その今の水産物にしる農産物にしる単に給食に向けての一時加工の加工施設ということではなくて、さらに農産物なり水産物を付加価値を付け

て活かしていく上での加工施設というものが必要であるのかどうかということも検討し何処が運営をしていくのかということも含め、その課題として検討していく課題ではないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただければなというふうに思います。私の方から以上であります。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 遠藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。地元の食材を使うとこういう具合に言った場合に、地元とはどの辺りかというあたり、ご質問の中には大山町産なのか、鳥取県産なのかという、そういう意味合いもあったかと思うんですが、1学期の例で申しますと、学校給食として、人参、白菜、葱、長芋、えのきだけ、生しいたけなどは町内産で調達、先程のシステムの中では調達できなかったために県内産を使用いたしました。なめこについては県内産もなく、やむを得ず国内産も使ったという現状であります。従って、本当に県内産に非常にこだわっていくとですね、県下の色々な教育長会なんかでも協議するわけですが、地元で生産されないものは子どもたちが食べれないではないかという極論まで出る可能性もあるわけですね。そういうことを考えてみると、県内産を視野に入れながら、出来る限り町内産を使うというのは当然であります。水産物にいたしましても、内々3つの漁港があるわけですから、そういうあたりについて現実的にどうできるかっていうようなへんも模索して、もう具体化の寸前というようなところまで私はいっていると自覚しておるわけですが、学校給食の設備の中で効率良く安全に地元の物が食べれるということとはとても大切なことだと思っております。以前の学校給食では献立を決めてから食材を求めるというか、そういう形でしたが、現在では地元の農産物の生産状況を見ながらですね、そういうもので栄養が同じであればそれを使っていくという、そういうその地元産の食材優先っていうような発想に切り替えておるわけですが、そうした場合でも求める量が不足するというようなことが度々あるわけですし、そういう場合は不足分をですね米子の市場で購入するかというようにしております。そういう辺の流通の能率とか、あるいはもっと広くそういう食材を求めることが出来ないかと。また逆に言えばですね、例えば中山地区のブロッコリーをですね、大山町だけでなしに日野郡や中部や、あるいは東部の方も、県内産でないかというようにですね、やっぱり開拓するということが可能になってくると思うわけです。従って、町内というその地元と合わせて、やっぱり県内産っていうようなへんで地産地消の地というものをですね解釈していく方がいいのではないかなと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 4番。遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） ありがとうございます。年末までにその検討委員会が発足して、いい内容になることを願って今の質問は終わりますけれども、最後に今の給食がまずいというわけじゃないんですけども、味の、検査と言ったら言い方おかしいですけども、子どもたちが、大人もそうなんですけれども、やはりまずい時というのは残す量が多

いと聞いておりますし、その食材とかじゃなくて、味付けが問題じゃないかなと思うんですけども、そういうもののチェックとか指導とかってというのはどういうふうになっているかお聞かせください。教育長の方がわかりますか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 遠藤議員さんの再質問にお答えいたします。給食がまずいでないかというストレートなご意見でしたが、そういう直接な声は耳にはしておりませんが、曲がりまさってそういう様子も聞いております。残飯の大きなものに、米飯というのがございました。とりわけ中山校区では、中山の米を使って学校の中で炊いて、そして熱いものを子供に食べてもらう、こういう中では当然、議員おっしゃるとおり「味」というのが全面にでてきて効果的なわけですが、大山校区、名和校区においては、米子のパン屋さんで炊くというよりも蒸して、パンの装置の中で米を蒸してここに持ってくると、だからその炊飯の方法や、持ってくる道中というようなものの中に、見た感じちょっとどうかなと、中学校の言葉で言うと灰色になっておるといようなこともありまして、そういうへんの改善は必要だと思っております。で、今大山中学校の調理室を改善しているわけですが、そういうものも視野に入れながら、意見の中で身近なところで炊飯をして、ご飯を食べれるようにしてはどうかというへんで、こういう辺りも今、意見を頂いて近々に具体化するのでないかなと思っております。献立についても、栄養士が作成するわけですが、先生や保護者や或いは必要によって、子どもたちの意見も聞き入れながらそれを参考にして献立を作るという工夫をしております。ただ、子どもたちが、食べたいものを即メニューとして与えるという方法については、やっぱり吟味が必要であろうかというあたりで、そういう事も含めて給食の改善検討委員会に提案して、今意見をもらっているところであります。以上です。

○議員（4番 遠藤 幸子君） その改善検討委員会に期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次、20番、西山富三郎君

○議員（20番 西山 富三郎君） 西山です。よろしく申し上げます。

世の中には、悪いことをする人がいましてね、3人の行政書士が職権で佐賀県を除き、全国の中から数百の戸籍謄本を取り、興信所に密売をして、その興信所が身元調査に使って結婚が破談になったと、こういうケースが全国的に発生しています。そこでその行政書士たちは、行政書士会もクビにしたそうです。ねこや犬は、生まれた時からねこや犬ですけど、人間も生物学的には人間でしょうけれど、一生かけて人間に努力しなけりゃならんというふうを感じながらこの質問をします。

個人情報保護されているかということです。行政書士、全国で3人による戸籍謄本不正取得、目的外使用に対する自治体のあり方についてであります。今日、戸籍制度を持つ

のは日本、台湾、韓国の3地域だけであります。ちなみに朝鮮民主主義人民共和国は1945年日本支配から解放されるや戸籍を廃止しました。家による支配秩序の維持に加担した戸籍制度は、氏の家系の追跡を軸に出身や血統の重視をもたらしてきました。対等な個人と言う近代法的前提とは相容れない差別を生むものであります。その結果、戸籍は外国人差別、部落差別、アイヌ・沖縄出身者差別、女性差別、婚外子差別、障害者遺伝病のほか被爆も含みます、差別などを支え、批判されてきています。

戸籍の公開制度が実現し、戸籍をたどる身元調査は減っているようではありますが、住民票によって戸籍を把握し、戸籍附表で出生地をあたるなど、本籍の記載そのものが差別調査の材料になることが増えています。弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士または、行政書士の8業種に甘い戸籍窓口であります。

本年4月、兵庫県、大阪府で行政書士3名による戸籍謄本不正取得、目的外使用が発覚しました。自治体は、不正を見抜けなかったのか残念に思っています。鳥取県でもその3人の行政書士による不正取得問題が発覚しています。部落解放同盟鳥取県連合会の公文書開示請求により、判明したものは17件であります。8月31日現在のものがございます。

鳥取市5件、岩美町1件、倉吉市3件、伯耆町旧溝口町4件、江府町3件、境港市1件であります。悲痛な実態、人権侵害、差別事件であります。

6月定例県議会の一般質問で鳥取市選出の山田幸夫県議は、これ個人情報です。個人情報は、保護されず婚約者の身元調査やDV被害者の身の安全が守られていないと質しました。片山知事は個人情報の取り扱いに、最大の注意を払い、戸籍法や住民基本台帳の改正を求めていく考えを示したようでございます。

そこで、次のことにお答えをいただきます。一つ、日常業務の中で、各課とも人権に敏感な事務執行が行われていますか。二つ、10月3日から窓口での本人確認のできる書類の提示が必要となります。経緯を説明されたい。これまで、なぜできなかったか、わかりやすい啓発を諮られたいと思います。三、新町発足以来、8業種からの請求件数は、いくらですか、事由も含みます。四、片山知事のように戸籍法や住民基本台帳の改正を求めるべきではないでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、西山議員さんの質問に答弁をさせていただきます。個人情報保護についてのご質問でございますが、まず日常業務の中で各課とも人権に敏感な事務執行が行なわれているかということではありますが、旧3町におきまして、それぞれ平成13年3月に個人情報保護条例を制定し、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のため、個人情報の管理の適正を期するとともに、町民の個人情報を保護し、町民に信頼される町政の実現に努めて参りました。合併後の新町におきましても、大山町個人情報保護条例により、その基本姿勢を引き継ぎ人権に十分に配慮して執務に当たっております。

次に、10月3日から窓口での本人確認のできる書類の提示が必要となるわけでありませんが、その経緯についてということであります。

平成17年2月に、住民異動届の審査時における本人確認を厳格にするため、住民基本台帳事務処理要領が改正されました。これは第三者による本人になりすました転入届や転出届等を防止するために、来庁者がその本人であることの確認を行う取扱いを定めるものであります。

そこで米子市では、5月から、この住民基本台帳事務処理要領改正分の転入届、転出届等の申請のみにとどまらず、個人情報保護条例の規定によって、合わせて個人情報が記載されている証明書等の申請時においても同様の本人確認を行う取扱いが実施されました。これを背景に、ほかの西部の市町村では、米子市とは異なる地域性を配慮しながら、住民の本人確認の取扱いへの理解と協力を求めやすい環境整備を図り、円滑にその目的が達成されるよう、西部地区で統一して実施するよう協議を行って参りました。そして10月から米子市を除く西部の市町村が、一斉に窓口での本人確認を実施することにしたところであり、あります。

また、啓発は広報9月号に掲載をし、またチラシを全戸に配布をするなど行って周知を図るとともに、来庁者の方に関係各課窓口において説明を行っていきたいと考えておるところであります。

次に、新町発足以来8業種からの請求件数やまたその理由についてということですが、平成17年4月から8月末までの請求件数は291件で、内訳は司法書士が247件、弁護士が32件、行政書士が10件、土地家屋調査士が2件であります。主な申請理由は、司法書士が相続登記、弁護士が訴訟、行政書士が各種許可申請、相続に係る書類作成など、土地家屋調査士が登記となっております。

次に、戸籍法や住民基本台帳法の改正を求めるべきでないかというご質問であります。戸籍法等の規定により、弁護士等の資格者には職務上請求が認められています。これは職務上戸籍謄本等を必要とする場合が多いこと、法律によって職務上知り得た事項の守秘義務が定められていること等が考慮された結果によるものであります。資格を詐称した不正請求事件の発生により、その防止策として各団体の統一請求用紙を用いることとされました。このような制度のもと、行政書士による職務上以外の目的による戸籍謄本・住民票等の不正入手事件の発生は誠に遺憾であり、資格者の厳重で適正な統一請求用紙の使用・管理を切望するものであります。

そこで法改正の要望ですが、法務省におきましても社会情勢に応じた戸籍法の一部改正が検討されているようであり、総務省におきましても本年住民基本台帳の事務処理要領が改正となり、本人確認の取扱いにより、偽りその他不正な目的による申請の防止策が講じられたところであり、国レベルで全国の実態を考慮した対応が検討されているものと考えており、そのような状況の中、改めて今、法改正の要望は考えてはおらないと

ころであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） あまり簡単に答弁してもらったって困るがね。いいですか。あなたが町長になられて、林原盛樹さんが総務課長のときに、私はこういう質問をしているんですよ。これは、大分県秋郡の行動計画です。人権に配慮した職務遂行計画、いいですか。そこにはね、一つ、職場における人権研修、人権講演会等への参加、人権に配慮した接遇改善、それから人権関係資料、人権整備の充実、提出書類等の見直し、ここにあるんですよ。関係団体等への働きかけ、女性・子供・高齢者・障害者・同和問題外国人医療、上記の人権問題、或いは各町にあるコンピューターにですね、スクリーンセーバーをかけなさいと、こういう質問をいたしましたら、当時の総務課長は、取り組みますと言いました。こういうふうなものを作ってくださいということですが、やってるのはやってると認めますよ。全くやっていないとは言わない、その濃度はどうか分かりませんよ、確信はどうか分かりませんよ。やっているんだったら、こういうふうなものをまとめて、発表しなさいということ。また、参考に渡しますから。明治の民法は、いつ出来たかご承知ですか、明治31年にできておるんです。新しい民法はいつできたですか。昭和23年です。いいですか、憲法は22年に出来ておって、半年遅れてできておるんですよ。その半年遅れてできたのは、旧民法の横に家という字が書いてあったんですね。それで、新しい民法にもこの家を残したかったわけです。ところが、そう入れりゃ、差別がずっと続いていくようになるからということで、ここを戸籍に変えるので半年かかったという経過がありますよ。だから家という文字は民法には出ていないですよ。

さて、総務課長、あなたが中心になって各課と、人権交流センター、せっかく人権交流センターが出来てるですから、あなた方ばかりには言いません。生活相談員やら館長やら、いっぱい職員がおるわけですから、もっと頑張ってもらって、こういうものを作って、いつ誰がきましても大山町はこういうふうに取り組んでいますと、こういうふうにして、人権感覚がここまで育ったという証明をしていただきたいと思います。チームを作って取り組みますか、取り組んでください。

それからですね、名和町はそれでもね、いろいろやってるところあるですよ、これ。16年3月に総合施策、そこの第1には、いいですか、人権擁護の確立、個人情報プライバシーの保護にですね、こういうふうに取り組みますということをちゃんとうたってあるですよ。そこには、身元調査を行ったり、調査に答えたりすることは人権侵害であるとの住民啓発を推進しますと言ってますよ、これいい言葉が書いてますが、どうですか。その点では。

それから、私はよう役場にきますし、これまではちょっとじっとしてましたけれど、これからは県のほうに行ったり、あちこち歩いて行動しようと思うです。町長、あなたは米子市と環境が違うと言いました。人権問題に環境が違うんですか。米子市と日野・西伯と

の環境が違う、人権問題の環境は、米子市はこんな人権問題の環境問題があって、日野・西伯の環境はこうですというようなことがあるんですか。それから行政的にもそんなに環境が変わりますか、その点もう一辺教えてください。

あなたは、法の改正は、求めないというふうなことを申しておりましたが、考え直していただきたいと思いますよ。現場は国にはないですよ。現場は、地方ですよ。自治体ですよ。現場を持っているのはあなたが持っているわけですよ。大山町のね。それでね、現場が自治体が解決したことを国に吸収させて、全国に流すという方向があります。それが一般的な原則となって法律になっていくんですよ。だから先進的な自治体が霞ヶ関を動かし、それからいねむり団体が順次動いていくというのが、流れなんです。

あなたは、先進的な自治体の仲間入りしないのはいけんのじゃないですか。どうですか。先日私は、部落解放研究集会に参りました。片山知事がこういう事を言っていました。講演に招いたんです、知事さんを。そしたらね、知事さん、こう言ってました。生活は質素で仕事は一生懸命やり、志は高くもたないかんと思ってる。そして人権の背景は公正さだと。弱い人のために政治があると思ってる。鳥取モデルを確立したいと言ってましたよ。あなたは名和の首長ですから、名和モデルを確立しなくてはならないのではないですか。それを期待してますよ、皆が。そして国に繁栄をさせ、国を動かす、安心、安全、自由を町民に保障すると、人権問題に傍観者はいけません。なくそうと努力する、怒りを持つ、これが基本ですよ。もう一度、信念を聞かせて下さい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

（「あ、大山町、ごめん、ごめん」の声あり）

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきます。いろいろご指導賜りましたが、基本的に申し上げましたように我々職員として一番大切にしなければならないのは、個人の人権であり、個人の情報も含めて、そういった姿勢を持ちながら仕事に取り組んでいるというのは申し上げたとおりであります。それをマニュアルとして見本として作成をし、皆に分かりやすくすべきではないかというご提言でございます。それも一つの提言として受け止めさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしてもそういったものがあるなしに関わらず、職員一人一人が、個人情報を大事にし、個人の人権に尊重した仕事、業務に取り組んでいると、そういった姿勢を持っているということは、申し上げたいと思っておりますし、それに向けた研修も怠らないように取り組めるよう、更に一層努力を重ねて参りたいと思っております。

先ほどの答弁の中で誤解があるようでございますが、一つ米子市との環境の違いという言い方をしましたが、それは決して人権を捉える環境が違うという意味ではなくて、窓口において本人確認を実施をする、それを実施するにあたって、少し地域の環境が違うという意味で周辺の市町村は時期を待ったという意味であります。米子市の場合、やっぱり大きな市ともなりますと、職員と市民の間、顔がなかなか分からないわけでありまして、そ

ういった本人を確認する時に、「どなたですか」という提示をしていかなければ、その確認がなかなか取り難いという都市部の状況と、この地域のように殆どの人が職員と顔を知っているという状況の中で、そういった十分な準備期間もなしに法改正によって、合わせてすぐに「あなたはどなたですか」という、分かっている人に対しても、あなた本人を証明するものを出して下さいというようなことを申し上げるといのは、なかなか理解が得られないのではないかと。したがってそういった必要性というものを周知をし、理解をいただく、そういった期間において本人確認の制度を導入しようということで、少し時期をずらすことになったという意味でご答弁させていただいたという意味でご答弁させていただいたというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから法改正への要望ということでありますが、先ほど申し上げましたように、基本的には、そういった基本を踏まえながら、職員が対応していくべきだと思っておりますが、そういった不正な取得がなされないような、そういった保護的な手続き等が今なされつつあり、そういう条件にあるというところの中で、ことさらに今要望を上げていなくてもいいのではないかなという意味での答弁をさせていただいたつもりでございますので、そこらへんのところもご理解をいただければなというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 私がかねがね言っておりますけれどね、地方行政の優位性、地方自治体の優位性ということをやっていますよ。あなた方や地方のものが、国を動かさんといかんのじゃないですか。そういうことはいっぱいあると違いますか。差別の問題だってですよ、差別の現実を見てだんだんと現場から上がって、国が動いたというのがありますよ。それは昭和26年ですよ。京都から問題が発して、国のほうが視察にして起きた、いっぱいこれ全国で問題があるんですよ。

一つ紹介しましょうか。福山市、同じく広島県の瀬戸田町、この事件があったところだそうですね。そこでは、善悪は別としても、行政が媒体となったという事は事実ですから、身の安全、安心、自由を保障されねばならないの自治体が法の不正、不備によって媒介となったということで、あなた方はこのような形で書類を取られていましたということで、行政が自己情報をコントロールするという立場から、丁寧に報告したということがあるんですよ。ですから、あなたは、この身の安全が守られんでもいいというようなことを考えてないわけですけど、それではもっともっとより積極的に、この、こういうものも含めて私の質問も全部含めて、積極的な姿勢を持っていると解していいですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、決して私もこれから行政を進めていく中で、国や県の支持を受け、国や県の姿勢の方針の中で調整を進めていく、そういった方向の考え方というのは持つべきではないというのは、私ど

も思っております。これは人権施策の問題だけでなく、あらゆる施策について通じることだろうと思っております。それがやはり、住民の視点にたった、地域の課題を地域で解決していくというところ、これがこれからの町づくりには大きな基本であるところにつながるのではないかなと思っておりますので、そういった意味では、今の人権の課題につきましても、職員一人一人が、それぞれの仕事に関わる中で、人権に対しての感覚というのを研ぎ澄ましていくということが大切であり、そのことがこれからも求められていくことであろうというふうに思っておりますので、そういう意味では、職員一丸となって頑張りたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 次の質問に移られる前に、ここで暫時休憩したいと思います。

午後２時１２分休憩

午後２時２４分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。２０番、西山 富三郎君。

○議員（２０番 西山 富三郎君） 次の質問に入ります。補助金の抑制・効率化の見直しについてであります。

一つ、施政方針の中で健全な財政運営については外部審査も視野に入れながらうんぬん、どういことですか。

次は、総務省は、補助金等の整理合理化について新しい指針を示しました。一つは、団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。一つ、周期の設定やプラン・ドゥー、チェック、アクション、PDCAサイクル、先ほど町長が申されましたが、計画策定・実施・検証・見直しに基づき不断の見直しなど住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止、縮減することとしています。どのように受け止めていますか。

補助金等を大きく区分すれば、奨励的なもの、特定の行政目的を実現するためのもの、公共的、公益的性格を持った団体等に資金援助を行うものと私は考えています。町の基本的な考えはどうですか。

次には、財政事情が悪化している時代に、これを抑制し、その用途の合理化、効率化をはかることは住民の痛税感に答えることであるが、自治体の政策は住民との協同は不可避であります。有機的關係はどう築かれますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、西山議員さんの補助金の抑制、効率化の見直しについてのご質問に答弁させていただきます。

まず始めに、平成１７年度施政方針の中で私が申し上げました健全な財政運営を行うためには負担金・補助金・交付金の見直しに関して、外部審査制度の導入も視野に入れながら検討する、ということをお申し上げておりますが、この意図についてであります、補助

金につきましては、旧 3 町において様々な形で内部議論や見直しが行なわれてきましたが、抜本的な改革に至ってはおりませんでしたので、補助金支出が客観的にみて公益上必要であるのか、町民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められるか等の判定を公正・公平な立場から外部の委員さんにも意見を伺いながら、適正かつ効果的な補助金交付を行おうというふうに考えるものであります。

次に、総務省が示す補助金等の整理合理化についてということですが、今後益々増加が予想されます行政需要に対応した的確な行財政運営をしていくためには、重点的かつ効率的な事業の実施が求められていますが、最小の経費で最大の効果を挙げるには、厳しい財政状況のなか、限られた財源を効果的に配分しなければなりません。

平成 17 年度大山町一般会計当初予算に計上されています各種団体、個人への補助金の総額はと申しますと、およそ 6 億 1,200 万円ですが、この補助金のあり方につきましては、森田議員さんの答弁の中でも申し上げましたとおり、管理職員によります行財政改革検討委員会を設置いたしまして、総務省の新たな指針に沿って、費用対効果、必要性、廃止・統合を含めた、補助金交付の基準づくりに取り組んでいるところであります。

次に、補助金の性質に係る町の考え方についてであります。西山議員さんから奨励的なもの、特定の行政目的を実現するためのもの、公共的、公益的性格をもった団体等に資金援助を行うものの 3 つに分類をしておられますが、その方法につきましては、様々な考え方や理論に基づいた分類の方法があろうかと考えています。

一例を挙げますと、町民の自主的自発的な活動を奨励するもの、各種イベントの実施にあたって行政が財政的援助を行うもの、団体としての活動を認め、その運営費に対して財政支援をするものなど、地域の活性化を図るための奨励的な補助金と、町の条例・規則や他の公共団体の要綱等で事業に対する補助金制度が制定されているもの、本来町が実施すべき事業を補完しており公共性が高いもの、町民が安全・安心な生活を確保するため、町民の協力が欠かせないもの等の施策的補助金の 2 つに大別する考え方もありますので、統一的な見解は、困難ではありますが、認識には大差はないものと理解をいたしております。

最後に、「自治体の政策は、住民や団体との協働が不可欠であり、これらの有機的な関係はどのように築いていくか。」というご質問であります。補助金の削減に伴い発生します住民の痛税感を和らげるため、まずもって行政が行わなければならないことは、まず自らが率先垂範をして事業の効率化や経費の節減に努めることはいうまでもなく、住民の多様な要望のなかから緊要度の高い政策を選択し、効率的かつ住民利益の最大化を図ること、広報公聴活動の強化とともに、財政状況を公表し情報の公開を進め行政をガラス張りものにするなど、住民との信頼関係の構築が肝要であると考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 20 番、西山富三郎君。

○議員（20 番 西山 富三郎君） この問題についてはあまり、あまりというより、だ

いたい意見が一致しているようですね、それでは、せつかくの税金を交付したり、補助してるわけですから、このようなことはやっておられますか。2点。

交付を受ける団体等が、補助金を無駄なく有効にその効果を発揮しているかどうか、交付を受ける団体の事業計画、実績報告を提出されるなど、その効果について審査していますか。同じ内容ですから言いますけれど、また各団体の予算に対して補助額がその団体の予算に何%ぐらいに達するのか、調査していますか、審査していますか、この取り組みはどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきます。今、補助金のあり方等検討を進めておるといふふうに答弁をさせていただいておりますし、実際に取り組んでいるところでありますが、従来、当然補助金の交付にあたりましては、その事業計画を提出いただき、その審査のもとに補助金を交付し、事業完了後、事業実績を提出させそれを審査し、補助金の額を確定すると、これが補助金の交付要項に基づく流れであります。それに基づいた事務が当然なされておるものというふうに思っておりますけれど、しかしながらなかなかそれについての十分な数も多いわけでありまして、取り組みそれぞれ各課の中でなされているかという不十分な部分もあるのではないかなというふうに思っております。そういった関係の中で、今後そういったやり方についても、今回の補助金の交付の見直しの中で明らかな基準等を定めながら、その後の検証、これも含めてこれからどういう取り組みをしていき、効率のいい、効果的な補助金の活用をはかっていただくということも考えていただくことになるのではないかなと思っております。

そしてあと補助金のその事業費に対する率が何%かというのは、いちいちその統計はありませんが、いずれにしてもその事業計画の中で必要と思われる事業内容について審査をし、補助金の交付をしているというのが実態であろうと思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 最後の質問に入ります。公正採用選考人権啓発推進委員の選任についてです。

一つ、厚生労働省からはどのような通達がありますか。二つ、県商工労働部からの通達がありますか。三、公共職業安定所、米子ですね、からの相談がありますか。四、以上に対応した町内の実態はどうですか。五、1999年に開かれた世界経済フォーラムで国連事務総長が提唱したもので、グローバルコンパクト10の原則があります。労働、市民、社会とともに人権、労働、環境、腐敗防止の四分野において次の10項目に指示を求めています。

人権分野では、一つ、企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の援護を支持し尊重する。二、人権侵害に荷担しない。労働分野では、三、組合結成の自由と

団体交渉の権利を実効あるものにする。四、あらゆる携帯の強制労働を排除する。五、児童労働を実効的に廃止する。六、雇用に関する差別を撤廃する。環境分野では、七、環境問題の予防的アプローチを支持する。八、環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブを取る。九、環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。腐敗分野、十、強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。この十の分野が発表されております。

以上の如く、企業は社会的責任を持っています。自治体の公共政策は、市民活動、企業活動、行政活動の3つの主体の活動によって担われています。下田中隣保館、中高ふれあい文化センター、人権交流センター等と連携し実行を上げるべきであると思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの公正採用選考人権啓発推進委員の選任についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、はじめに、厚生労働省から、どのような通達があったかというご質問であります。昭和50年の「部落地名総鑑」購入差別事件を契機として、それまでの啓発事業では企業の差別図書購入という事態を防止できなかったという反省を踏まえ、昭和52年12月の労働省通達「企業内同和問題研修推進員制度による雇用主研修の強化について」により、「企業内同和問題研修推進員設置要綱」が定められ、一定規模以上の事業所では「企業内同和問題研修推進員」を設置登録しなければならないと定められました。

その後、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申において、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進すべきとの指摘がなされ、これを受けて平成8年7月の閣議決定により、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」で雇用主に対する啓発・指導事業は、人権啓発の事業に再構成して推進することとされました。これにより雇用主に対する啓発・指導事業は、平成9年度から同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立を目指した人権啓発事業として実施することとし、「企業内同和問題研修推進員」を「公正採用選考人権啓発推進員」と名称変更がなされ今日に至っておるところであります。

次に、県商工労働部からの通達はあるかのご質問ですが、国の通達を受けて、鳥取県においても「鳥取県公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、今日に至っております。

第1の目的では、「すべての人々の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考が必要である。このための一定規模以上の事業所等において、公正採用選考人権啓発推進員の設置を図り、推進員に対して計画的・継続的な研修等を行って当該事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、

理解及び認識を深めることを目的とする」となっております。なお、推進員の設置対象事業所は、常時使用する従業員の数が10人以上である事業所、常時使用する従業員の数が10人未満であって、就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所となっております。

次に、公共職業安定所からの相談はあるかのご質問であります。特に相談は受けておりません。

次に、町内の実態はどうかのご質問であります。言うまでもなく企業・事業所等におかれては、地域の雇用の場を確保するという大きな役割とあわせて地域社会の一員として、様々な社会的な関わりを担っているわけであり。明るく働きやすい職場であるためには、差別のない、お互いの人権が尊重される職場をつくって行くことがなによりも重要であります。本町におきましても、企業内研修等で人権・同和問題の学習が行われていますが、現状では建設業等での取り組みが主であり、すべての企業、全事業所での取り組みに至っておらないのが実態であります。

次に、1999年1月に開催された世界経済フォーラムの席上、アナン国連事務総長が提唱されました「グローバル・コンパクト」に関わっての企業の社会的責任についてのお尋ねでございますが、この国際的な10原則は、「規制の手段でも法的に拘束力のある行動規範でもなく、すべての企業が責任あるリーダーシップを発揮することを通じて、社会の良き一員として行動を促すと共に、持続可能な成長を実現していくための世界的な枠組み作りに寄与するものである」と言われております。

いずれにいたしましても、企業等は社会的責任の視点から人権・同和問題についての自主的・主体的な啓発活動が求められており、本町といたしましても、隣保館はもとより人権・同和教育推進協議会などの関係機関・団体とも連携を密にしながら、啓発事業を展開してまいりたいと考えておるところであります。以上で答弁終了です。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 時間がせまっておりますので、はしょってまとめてしましましょう。企業のことは言いません。こういうものがきております、国と県、国は百人以上にはきちっとしなさいと言ってるわけです。県は10人以上にやりなさいと、これはもう石破知事さんから平林さん、西尾さん、ずっとやってきた流れの中からですから。中身は別にしても、ここに先ほど出ました人権総合計画の中には、ちゃんと書いてあるんですよ。就業の安定と雇用就職に関する制度云々の中で、私はうちの人権交流センターも不十分だと思いますよ、下田中の隣保館も不十分だと思いますよ。中高のふれあい文化センターも不十分だと思いますよ。みなさまばかりに言ったっていかんわけです。私が指導者としてやってきたんですから、私は、うちの村にしても、館長にしても、相談員にしても、もっとちゃんとせとってます。気合いかけますよ。だからここに書いてあります。やっぱり物言うからには、自らが姿勢を正して言わんといかんわけですから、そう

いうことを言っているわけです。しかも、そのことをみなさん書いてある。施策の方向と内容、人権交流センター関係団体等を通して周知し、制度の有効活用をはかりますと言っているんですよ。行っていますか。企業に対して、啓発行動に努めますと。啓発行動してませんか、学校等と連携し、ここに出ているんですよ。生活相談員や職業相談員の有効活用をはかります。彼らはしっかりやっていますか。3人いますけれど。障害者の雇用促進に向けた各種支援制度の活用周知をはかります。高齢者の雇用促進に向け、継続雇用制度や再就職援助措置などの活用について、周知をはかります。

それからお答えにもありましたけれど、同和教育推進協議会、関係機関、各種団体等と連携を語りながら、啓発活動を促進します。企業内研修の取り組みの拡大に向け、同和教育推進協議会と連携して取り組みを図ります。

企業等に協同して行う自主的な人権教育に関する取り組みに対して、協力し促進をはかります。私は、ここではね、こういうことを知っておりますから、質問では、連携をとって言ってますよ、最後のほうに。下田中の隣保館、中高ふれあい人権文化センター、人権交流センター等と連携し、実行あげるべきだといっております。私たちが身をただして、皆さんにも訴える、訴える社会性があるわけですから、私が受けて立ちますから、3つの館ぐらい。文句言うなら言ってこいと、いうことですね、自らが姿勢を示して、皆さんとお話し合いをせんと補助金の制度にしたってそうですよ。岡田さんもおられますし、沢田さんもおられますから、充分連絡を取り合って、内容のある起業対策、館の行動を行っていいようではありませんか。どうですか。連携をはかる行動とられますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、合併間もない時期ではありますが、それぞれ担当課の中で努力を重ね、取り組みをしておっておりますので、その状況につきまして、最後でありますので、人権推進課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 失礼いたします。ご質問のありました同和教育推進協議会関係機関との連携をどのように進めていくかということでございます。現在新町になりましたから、人権同和教育養成講座等開催しております。この人権養成講座につきましては、先の議会でもお話ししましたように、PTAは基よりでございますけれど、各種団体といたしまして、事業所の方にも参加をして頂いております。

具体的には、町内にあります介護保険福祉施設、或いは老健施設等、8団体の代表者の方に参加をしていただいております。現在取り組んでおります。

企業の推進でございますけれど、それぞれ旧町ごとに企業等に対する助成、と言いますか援助、連携につきましては、取り分け人権交流センターの方については、企業が行ないます研修につきましては、無料で開放するというようなことも取り組んでおるところでござ

ざいます。

(「簡単でいいです。」の声あり)

○**人権推進課長(近藤 照秋君)** 生活相談員、或いは生活指導員のことにつきましては、当然隣保館に配置している職員でございますので、連携等深めて参りたいと思っております。以上です。

○**議長(鹿島 功君)** 20番、西山富三郎君。

○**議員(20番 西山 富三郎君)** 最後に同推協の話も出ましたので、言っておきますけれど、大山の支所長さん、大山町同和推進協議会というのが出来ましてね、会長も決まってるんですよ。副会長も一人決まってるんですよ、大山町選出の副会長が決まっていなんですよ。それからここでご披露しておきますけれど、やっぱり町長も評価せないかんわけですけど、そこに大山町同和教育推進協議会に、臨時の職員を採用してくれたわけですね。臨時の職員を。これはちょっと凄いいと思いますよ、補助金の一部ですけど。ですから大山町同和教育推進協議会があります。会長が名和の富永さん、副会長が教育委員になられた中山の池山さん、大山があがってこんのですよ。それで、中口助役が会長を持ってましたけれど、やっぱり総会開いた時に20人ずつの代議員60人で総会持ったら大山町は18名しか名簿が上がってこないんですよ。ちょっと大山町は地域、地域で頑張ろうということになっていきますので、支所長さん現状を知っていますか。少し、もうちょっと頑張っていただけませんか。

○**議長(鹿島 功君)** 町長。

○**町長(山口 隆之君)** 西山議員さんの質問には、大山支所長のほうから答弁させていただきます。

○**議長(鹿島 功君)** 大山支所長。

○**大山支所長(田中 豊君)** 西山議員さんのただいまの質問でございますけれど、3町の同推協の合併協議の中で、合併前にそれぞれの協議会が臨時総会を開いて役員を決めるという段取りになっておったそうでして、私がそれを知りましたのが、つい最近のことでございます。

旧大山町では、今日のこれから3時からですが、大変遅くなりましたけれども、支部の立ち上げの準備会を予定しております、来月に設立総会をする運びとなっておりますので、その点ご理解を頂きたいと思っております。

(「終わります。」というものあり)

○**議長(鹿島 功君)** 最後です。8番、岩井美保子君。

○**議員(8番 岩井 美保子君)** 8番岩井でございます。私は通告を3項目しておりますので、3項目について質問をさせていただきます。

一番目に、これは午前中から同僚議員さんが事業の見直しについてはたくさん質問をし

ておられまして、重なる部分があるとは思いますがよろしくお願いをしたいと思います。厳しい財政を踏まえまして、事業の見直しに決断をしていただきたいということを取り上げました。基金を取り崩してまで行ってきました事業にはそれぞれに意義ぶかいものがあるとは思っておりますけれども、これから取り組みます大事業につきまして、今までやって来た事業を見直しするということが必要に迫られてきておるんじゃないかと思っております。18年度事業の取り組みはこれから考えられると思いますが、どのように取り組みを考えておられますのかお伺いしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは岩井議員さんの質問に答弁させていただきます。

事業の見直しに決断をとるというご質問であります。地方公共団体は、住民自治の原則に基づいて、住民の一人ひとりが、健康で文化的な生活を営んでいただくため、多様な要望に応じてきてはおりますが、近年その行政需要は質量とも膨大化の傾向にあり、多くの財政的制約の下での行政運営におきましては、無限ともいふべき住民の要求のすべてに応じることは、不可能となりつつあります。

個人家庭であるか、企業・団体であるかを問わず、活動には常に物的な裏づけが必要です。行政もその例外ではなく、財源の確保がなければ、いかなる住民要望といえども、執行することができませんので、岩井議員さんご指摘のとおり、私も事務事業の見直しは緊要な課題であると認識をいたしております。

入るを量って出づるを制す、平成18年度以降の予算編成におきましては、基金残高の減少や三位一体の改革などにより、さらなる厳しさを増します財政状況の下、新町まちづくりプランや大山町総合計画に配慮しつつも、限られた財源を効率的に利用配分をし、多様な住民要望のなかから、緊急度が高くかつ住民の利益の最大化が図れる事業の選別をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいま見直しをするということでございますので、了解はいたします。ほんとにもう切羽詰っておりますので、町長の決断を待つのみでございますのでよろしくお願いいたします。

次に2番目ですが、中山間地域直接支払制度の新対策事業についてお聞きをいたします。この事業につきましては、関係各位の皆様には大変ご尽力をいただきまして、ここまでやってくることができました。私たちの集落でも念願しておりました指定をしていただくことができ、ただいま取り組みを進めているところでございまして、書類もできあがって役場のほうに提出してあると思っております。これを認定していただけるかどうかは、これから作業していただいてそれで決定がくるとして心待ちにしているところでございますが、他の集落ではどうだったでございましょうか。進捗状況、それで実態はどのようなものでしょうかということ。町内における集落活動のレベル等に応じた段階的単価の設定

です、8割単価と10割単価で取り組む集落がそれぞれあると思います。その数字を町内だけでいいのであげていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 中山間地域等の直接支払制度の状況についてご答弁をさせていただきます。

中山間地域等直接支払制度につきましては、ご案内のとおり平成17年度から新対策が始まり、本町では、名和地区で8集落、大山地区で15集落、中山地区で12集落の計35集落が取り組んでいるところであります。9月末の認定に向けて、集落協定や農用地等保全マップ等の精査検討を行っているところであります。

また、単価別の集落数は、という事ではありますが、現在、町内計35集落中、名和地区で6集落、大山地区で7集落、中山地区で8集落の計21集落が10割単価の活動に取り組む予定であり、その他14集落が8割単価の活動に取り組む予定であります。

今後とも、集落の意向を踏まえながら、中山間地域等直接支払制度の取り組みについては支援していきたいと考えています。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいまお聞きしまして、皆さんが10割単価で取り組まれる所が多いようでございまして、安心をいたしました。私の集落は8割型でいきます。それは、もし落伍者が出たときにはどうするかということが大問題になりまして、皆さん方は経験をしておられますから以前のことがありましようけど、私たちは初めて取り組みますので、みやすい方で一年間はいってみよう、そして次の年によければ10割型でいってみようかというような内輪話はなっております。ですけれども、今こうしてお聞きいたしますと10割で取り組まれる方が多いということはやはり中山間地の活性化に結びつくものだと思って喜んでおります。それでこれを落伍者がないように、今後見守っていきたくて思っておりますが、この事業じゃない以前の取り組みで、光徳地区で落伍者の方があって、返還をされたというようなお話を聞いたのですが、その事実はあるのでしょうか。確認しておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 光徳地区での返還はあったようには聞いておりません。ただ、該当地区であるけれども取り組まれなかった集落はあるということでございます。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） と、いうことは落伍者はなくて、今後17年度に取り組むときには下げられたということでございましょうか。その以前の事業までにはきち

んとされて、17年度からの取り組みはやめられた方があったということでございますか、集落の中に。意味が分かりませんかでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 光徳地区でですね、以前は10割単価で取り組まれたんですが、今回は8割単価で取り組まれるところはあります。

（「了解」と叫ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 3番目にまいります。6月議会でごみ袋の問題に關しましては、私もくどくどと申しましたので、もうこれ以上は質問はしないと思っておりました。それで、私は13年の8月に電動生ごみ処理機を購入しておりました、ごみの減量化にも一生懸命に取り組んできたつもりであります。それで6月議会が終わった後で、集まった皆さんに話をし、7月に4台、生ごみ処理機を買っていただいております。そしてはずんでおりました所に、8月にちょっと一報が入りまして、公民館に名和町の袋を使ってごみが出してあると。これはどういうことだろうかということで一報が入りました。私はもう愕然といたしました。6月議会でも6月いっぱいこのごみ袋は使えませんかということを町長はちゃんと答弁されましたし、私も、いや、あるものですから使わせていただきたいということをくどくど申しあげてきました。でも絶対にそれは許されないことで、決まっているからということでございましたが、これは取り組み方が無理があったんじゃないかと、公共施設は使ってよくて、私たち一般は使えないと。考え方はおかしいでしょうか。決まったら、町で決めたら公共施設であろうと私たち一般町民であろうとやはり、同じ袋で向かうのが当然ではないかと思ったわけでございます。それで公民館に行きまして8月の末です。私もちょっと20日ほど回ってみました。ごみ袋をどげなやに皆さんが使って出してとおんなるかということをお回ってみました。まあ、ごみ袋を100円であとから買わにゃいけんということになりますと、ごみ袋にしっかり入れ込みまして、ガムテープで上から閉じたり、もう本当にいろいろな出し方がしてありました。ここまでみんながあれするのかなあと思って、最後には公民館に行きまして、公民館の館長さんに「本当に名和町のごみ袋を使いましたか」ということを聞きました。担当の方が出てこられまして「使っていました」と。それは8月の末です。「なぜそれを使っちゃうなあですか」と言いましたら、「町民課の方でこれを使ってくださいということに指示を受けている」と、いうことだったんです。

そこまであれしまして、私も町民課に行きました。担当の方は「買い置きが沢山あるから使うんだ」ということだったんです。それはほんとに買ってあるもんですから、ごみのクリーンセンターに持って行ってぼっと燃やしてしまえば済むかもしれませんが、それはも

ったいないことですから、あるものは使わにやいけません。

そこで、私はいがった考え方かもしれませんが、公共施設は使ってもいい、私たちも買って余っていたんです。それをお願いしても使わせていただけなかったと言うところに本当に生活者の目線をないがしろにした取り組みであったと思ったわけです。そこで町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ごみ袋の問題についてのご質問の答弁をさせていただきます。

ご承知のように、新町におきまして、旧大山町の方式を基本としながら、ごみ袋の考え方を調整いたしました。

まず一定のごみ袋を無料配布をし、一定量以上のごみを出された方につきましては、その焼却費用の一部をごみ袋の単価に上乘せをし、負担をいただくと。そういう方式をすることによって、一定量のごみ袋の中にごみを縮減していただく、そういうごみの減量化を図っていただくということ、それが目的であります。一般家庭の中で、一定量以上のごみを出されたかどうかということ判断をするためには、ごみ袋の規格を統一する必要があります。そういった中で新しいごみ袋以外の袋は、合併後3ヶ月間の期間、以降は使用できないということの中でそういう取り組みをしているところであります。

しかしながら、旧町のごみ袋につきましては旧中山町が所有しております袋として33,800枚、旧名和町で約30,000枚、旧大山町で約4,700枚の在庫がある状況であります。従いましてそのごみ袋、これも大きな資源であります。その資源の有効活用、あるいは経費を節減していく、そういった観点から、一般のごみと、收拾の個所が混在をしない公共施設においてのみ、このごみ袋を使用することとしたという経過であります。

従いまして、公共施設の中におきましても当然、ごみのISO等の基準の中でごみの縮減については取り組んでおるところであります。そのごみを出す場合において、袋もいるようになってくるわけですが、これにつきましては在庫である今までの旧町のごみ袋をあるうちは使うことによって経費の節減を図りながら取り組むと言う考え方の中で対応しているものであります。

しかしながら、申し上げましたように、收拾場所が混在をする場所におきましては、公共が出したごみなのか、家庭からのごみなのか、あるいは古いごみ袋がまだ使えると言うふうに誤解をされることもありますので、そういった混在をしない收拾場所について公共施設においてそういった古いごみ袋を使用していると言う意味でございますので、ぜひともご理解を賜りますように。以上です。

○議長（鹿島功君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） それは分かります。とてもよく分かります。でも、その公共施設に使うと言う説明はなかったじゃないですか。それは、みんなに一応、公共施設はこうですからと言う説明がないとやっぱり、すごく町民は怒りますよ。分かります。気

持ちは。分かりますけど、やはり、説明不足ですよ。そういうところで私たち町民は何かしら、こそこそと隠れたやなところにつかちょうなはるといような一報が入ってきました。公共施設でしか使えない、一緒にならないということは、人目につかないところでまとめておいてあとで運ばれるのかと言うようなことまで疑わしくなってくるわけです。ですから、こういうことでしたらこうです、と言う説明があればみんな納得して公共施設は、まだたくさんあって使うんだよと言う納得さえあればいいんですけど、住民の説明会には、何にも公共施設では何万枚も残っているから使いますよ、なんていう説明は全然ありませんでした。ただ、私たちにだけそういう説明だけでは、町民は納得がいきません。それは、行政側はそういう答弁だかしらんですけど、私たちは、私たちの気持ちもありますので、やっぱり生活者の目線を大事にさせていただいて、これからの事業にも取り組んでいただきたいなと思います。どうですか、町長。説明不足です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきますが、公共施設については3ヶ月経過したあとも使いますよということ、説明をしなかったと言うご指摘でございますが、考え方でしょうけど、そこまである意味説明の必要があったのかなという思いもあります。

ごみの減量化を図っていただき、ごみの排出者責任として、一定量のごみを排出される場合については、袋に添加された100円と言う価格のなかで処理費を負担してくださいよと、だからある程度今までの実績の中で各家庭の人数等によって、これくらいのごみ袋があれば大体一年間ごみは処理できるはずですよと言う所の中で配布をし、それ以内で収めてくださいよということを行っている訳でありまして、これが一番重要な課題問題だと思っています。

その問題と、公共施設でその残ったごみ袋を以後も使うということと家庭で使えないと言うこと、それを同じ次元で考えられるということが私はおかしいのではないかと考えていますし、そういった声をされる方については、当然ご理解いただくならば、議員さんからもご説明いただきたいと思います。公共施設でごみの排出をするときだけではなくて、実は一斉清掃とか、いろんな外部でのそういった清掃活動のときも古いごみ袋を使っております。それは、在庫として町が抱えているごみ袋でありますから、これを活用方法としては、私は積極的に活用していくべきだと思っておりますし、そういうのを住民の視点に立っていないと言われること自体、私自身は、どこまでをじゃあ説明すればというふうにある意味危惧するわけではありますが、今の町の取り組みなり考え方なりについてご理解いただけたと思いますので、わたしはそういった声を初めて実は今回の質問の中でお聞かせをいただいたところではありますが、決してさっきのご質問のように役所はこそこそと隠れて、古いごみ袋をつかってごみを出している考えは全くありません。ある意味堂々と資源の有効活用と言うことの中で古いごみ袋の活用を図っているわけでもありますので、どうかそこらへんのところ合わせて議員さんの方からもそういう誤解をお持ちの方については趣

旨等ご説明いただければと思っておりますし、そういう意味ではあらためて今、住民の皆さんに公共施設が古いごみ袋を使っているわけについて、周知をしていくというところまでは私自身、必要ではないのかなと正直なところ、思っておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 町長のお気持ちは十分に分かりました。以上で終わります。

関連質問

○議長（鹿島 功君） これから関連質問を行います。関連質問はありませんか。7番、川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 2点お尋ねをいたします。1点目ですが、アスベストの問題が出ました。二人ですか、三人、問題がでましたですが、諸遊壊司さんのところで感づいたわけですが、非常に町民の方々の健康を心配をされています。それで、早く周知をしてもらいたいということがございまして、この予算を組んで、調べられたところの館長には、そのことは説明がしてありますか。それとも、そこの責任者と言いますか、利用する方が人に、ここはあったけれども調べてこういう結果だったということを説明してくださいということが周知されていますか。そのへんお願いします。

それともう一点……

（「一問一答」というものあり）

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんのご質問につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど、ご質問にありました施設管理の管理者のほうには、そのアスベストの使用の状況、或いは含有の有無等についての周知が図られているかというふうなご質問でございました。実を申しますと、測定結果が参りましたのは、つい最近でございました。そういうような観点からまだ施設の管理者につきましては、実際的に白黒の中で白だったという周知はしておりませんが、その中で、所子保育所につきましては、機械室等にアスベストを含んだものが使用されているということで、これにつきましては、明らかでございましたので、保育所の関係者のほうから、保護者のほうに使用のあるということについて、ご理解を賜る意味で、保護者会のほうで説明をしておるといふふうに聞いておるところでございます。

総務課の施設につきましては、早急に施設の安全性を確認するために周知をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） いろんな問題で、委員会等でも出ますが、スピーディーに、スピーディーにということと同僚議員からの声も出てきます。分かった時点で、早く連絡をとっていただきたいというふうに思います。そうすることの習慣が事業に対しても、スピーディーに物事が進むのではなかろうかというふうに感じます。農業に例えますと、何月何日までに種を蒔かんといけないの、例えば10月の5日過ぎて大根を蒔いても、駄目なんだと、諦めないけません。そういった時期があります。適宜な時期に肥料をやらんと駄目なんです。そういったくせを、そのへんをきちんとこれからはとっていただければ、いい大山町になるのではないかなと、いうふうに感じますのでお願いします。

次に参ります。次はね、いろいろとありますけれど、やはり町民の心と言いますか、感情問題、先ほどの岩井議員さんのごみ袋の件、これは山口町長は、自分たちの立場のほうを言われたですけど、婦人、女性の人にとってみれば、そういった感覚になると思います。そこでその袋を使用禁止、3ヶ月間までですよと、その時に一言付け加えがいったと思います。ただし、行政は在庫がありますから、行政は在庫を使わせてもらいますよと、いうぐわいに言ってすべきだったと思います。それには、ひとつは、地方分権になれば、アカウントビリティーという説明責任、これはね、いろんなことにも必要があるかと思えますので、敢えてここのごみ袋の例でしましたけれど、誤解のないように町民の方の行政に対する気持ちを、どういいますか、納得のいく気持ちになってもらうように、されたほうがいいというふうに思います。新しいことがいろいろと出てきます。小原議員の件にしてもしかりです。時期的な問題をきちんとすると、説明責任ということを経験の皆さんに周知して徹底していただきたい、いうふうに感じます。町長どう思われますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんのご質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおり、事務の効率化、そしてスピード化は必要だろうと思っております。もちろん、それぞれの課題について、その方向が出た時点で、早急に取り組んでいくということは必要だろうと思っております。しかしながら、ことによっては、急ぎすぎてならないものもあるというふうに思っておりますので、そこらへんのところも慎重に踏まえながら、取り組みは必要だろうと思っておりますが、いずれにしても事業を迅速に進めていくということについては、私としましても、瞬時、スピード化ということは申し上げておりますので、住民の皆さんからのご意見、ご要望、或いは疑問等も出された場合には、なるべく早くそれについての対応するよう指示はしておりますし、職員も心がけているというふうに理解をいたしております。

それからごみ袋の件、改めてご質問いただくわけではありますが、ことさら今、確かにどこまで説明すればという部分あるかと思いますが、そういった懸念を抱いておられる方が本当に沢山あるとするならば、私どもとしてもその誤解を解かなくてはならないと思っ

ていますが、全体のごみ袋のあり方なり取り組みの中で、その部分については、私どもとしては、ご理解は当然頂いておるものというふうに、思っておったところでございます。

ただ、今の問題としてなるのは、私はそういった問題よりは、家庭にもごみ袋がまだいっぱい余っているぞと、いうことのほうの問題もあるのかなという気がしますが、それをごみとして袋として使えないわけでありますから、一般の家庭からの排出には。それを処分するとなれば、資源が無駄になるのではないかと、いうふうな観点でもあるようでありましたら、そういった今家庭に残っておるごみ袋につきまして、公共施設のほうで活用するために、一定の期間の中で買い取りをするというようなこともこれからは考えていってもいいのではないかなというふうに思っているところであります。基本的には、ごみ袋だいたい3ヶ月以内で使い終わるだろうという過程の中で、見込みの中で3ヶ月というのを決めておるところでありますので、当然一般家庭から出るそのごみ袋というのは、ある程度の期限を切りませんと、今言います新しいごみ袋の移行ができないということの中でそういう設定をしてきて望んだところであります。

そういった中で家庭で使い切っておればこういったことがないのかもしれませんが、そういった現状がもしあるようでありますれば、それを資源として無駄にするというのも問題でありますので、町として行政が活用していく、そういった中で町として原価で買い取るということも検討していく必要もあるのではないかなというふうに思っておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 今、行政が買い取るというようなことも考えておると、その時に岩井議員が6月に質問された時に、いっぱい余っていたら、「なら原価で買い取ります」と、「買われた原価で買い取ります」、しかし、この事業の進め方のことを理解してもらって、古いのでなくして新しいのをという説明があっても良かったんじゃないかなと。まあ答弁の仕方はいろいろあると思います。ああ言えばこういう、という言い方があると思いますんで、やはり、それをやられたらまた文句の出る面もあるんですよ。「早こと使ってしまわにゃいけんけって言って半分入りわて、わしやち、出しておったのに、あまちよったら、今また買い取っちゃるって、何考えてるだ、わしやちのことばっかりあれで、わしやちは余ってるけん使って、ほんにわしやちのこと考えてごしなるだろうか、て、言う声のほうが強くなってきますけれど。まあ、そういう事態が余っているものがあれば、買い取ってあげてもらってください。それと、それは最終的なあれですけど、その前にそういったことの説明がしかるべきだったかなというふうに感じます。そういったことも考えるべきだったんじゃないかって言ったら説明責任という事の中で、いろんな三位一体の改革で流れがいろいろになってくるか、スピードな問題とそのこと事態に住民に分かりやすく、説明をしてもらいたいと思います。

小学校の統合の問題にも触れますが、そのこともP T Aに流れがまだ伝わってないよう

に聞きますが、その辺も出来るだけ早く、分かりやすいような説明をしていただきたい、そうすれば、不平不満が出てこんどと思いますので、今後そのようにお願いしたいというふうに考えます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は……………

（「議長」の声多数あり）

○議長（鹿島 功君） まだありますか。11番。関連質問。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 関連です。違った関連ですよ。私の質問以外ですよ。

○議長（鹿島 功君） 一般質問された方が関連質問というのは、ちょっと。

○議員（11番 諸遊 壊司君） できんですか。違った人のはいいいじゃないですか。

○議長（鹿島 功君） 休憩します。

午後3時29分

----- . ----- . -----
午後3時30分

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。16番議員さんの質問を受けたいと思います。椎木議員。

○議員（16番 椎木 学君） 8番議員と13番議員に対する町長答弁について、はっきりしないところがありましたので、関連してお聞きしたいと思います。13番議員の小原議員の指定管理者制度の導入につきまして、前向きに煮詰めるという返事でしたが、今年度当初、この緑地・公園等につきましては、箱物の関係で所管が非常に多い、多岐に渡っている、人事交流によりまして管理すべき対象が掌握出来てなかった等がありまして、町民の方から「合併したら管理もせんだかや」というような苦情も受けた敬意もございませうけれど、この導入によりまして、一元管理をすることにより、財政改革にもなりますし、適時適期の管理もできますし、米子市が18年度から対応しているように聞いておりますけれども、大山町としても18年度から対応すべきであるというふうな考えを持ちますが、町長の考えは。更に踏み込んだ意見が聞ければと思いますが、いかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんの指定管理者制度についての質問に答弁させていただきませんが、小原議員さんのときにも答弁させていただきましたが、取り組みが遅いようなご指摘も頂いたところでありますけれども、ただご理解いただきたいのは、合併をし、まずは職員それぞれが新しい人間関係と新しい職務をまず同調性をして、新しいシステムを含めてであります。取り組んでいくかというところに相当な時間を要して参りました。私自身も毎晩毎晩、土日もなく出ている職員もおりましたし、大変な、合併というのは、大変な労力があるんだなということを改めて感じておったところであります。もちろん町は動いたわけでありまして、早く新たな取り組みというものも必要であったというふうに思っておりますが、私のほうからそういう状況を見ながら、それを指示するというこ

とは出来ない状況にありました。ようやく3ヶ月、4ヶ月経って落ち着いて参りまして、職員も少し人間関係も含めてであります、仕事に少しゆとりが、ゆとりという失礼ですが、職員に怒られますが、慣れてきたかなという状況を見たものでありますから、改めてこの4つの課題について、早急にその方向性について検討をという指示をし、9月1日にそういう協議会を内部組織として立ち上げさせたというところであります。そういった状況で今取り組んでおるところでありますので、指定管理者制度というのは、始めて行政としても取り組みます大きな課題であります。まずは指定管理者制度自体、きちっと把握をする中で、町内のそれぞれの各施設が、指定管理者制度を導入したほうがいいのか、どうなのか、或いは指定管理者制度導入にあたって、どういうふうな方針の中で、どういった団体、どういったところに委託していったらいいのか、或いは直営がいいのかも含めて少し検討していかなければならないというふうに思っております。

従いまして私自身としては、今検討を進めていただいておりますが、全ての施設を一斉に指定管理者に移行していくということは、なかなか難しいと思っておりますが、そういう意味では、結論の早く導けた施設からでも順次そういった対応をしていく必要があるかと思っております、まずはそういった見極めをしながら、その時期等も検討していくべきであろうと思っております。私自身もできるだけ18年度から、そういった方向性が見い出せたものについては、指定管理者制度の導入もはかっていくべきだろうというふうに思っております。今そういう状況でありますので、その時期とか、施設の種類等含めて、その方法等も含めまして、今具体的な答弁が申しあげられない状況でありますことをご理解いただきたいというふうに思っております。いずれにしても、指定管理者制度の導入については、積極的に取り組む姿勢はもっておるところでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 16番議員、椎木議員。

○議員（16番 椎木 学君） 了解しました。次、8番岩井議員の町長の答弁の中で、事業の見直しをするというふうに聞きましたが、この見直しという表現は、事業そのものの採択、不採択なのか、或いは採択年度のあと、後年度にずらす見直しなのか、そこら辺を非常に重要な問題であると思っております。と、言いますのは、町長も合併協議会で参画されて、新町まちづくりプラン等で、合併の前提条件としてがっけいさん、あるいは行政議会を交えて事業を財政計画を練りながら事業を上げたわけですが、その上がっている事業を見直すのか、まあ町長権限はございますけれど、その見直すのか、或いは採択年度をいじるのか、5年間の予定が10年以内でやるとか、そういう見直しなのか、そこらへんをはっきり分かるよう答弁頂きたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんのご質問に答弁させていただきますが、今ご質問いただきましたが、そのある意味では、全てではないかというふうに思っております。と、

言いますのは、まちづくりプランの中で定められております事業というのは、大きな1億円以上程度の大きなプロジェクトが、主に財政計画を立てた中であがっているものだというふうに思っております。これをまた具体的に今から総合計画の中で位置づけをし、そして自主計画等を立てていくわけでありまして、当然そういった大きなプロジェクトについてその内容、或いは実施時期等も更には検討していく必要があるんだろうと思っております。

しかしながら、10年という長いスパンの計画でありますので、今全ての合併計画の中でまちづくりプランの中であがっております事業を、全て今検証するののかということそれは今少し無理があるだろうと思っております。したがってそれは、その都度事業実施に当たって検証していくべきだと思っておりますが、いずれにしても、全ての事業、まだ詳細の事業ではないわけでありまして、そういった詳細の計画を立てる段階におきまして、その必要性というものについては私は考えていかなければならないと思っておりますし、その内容についても必要に応じては見直しも当然はかかっていかなければならないと思っております。

様々な具体的に細々した事業もあるわけでごさいます、補助金や負担金もそうでありまして、それぞれ旧町の中で具体的に計画をされていた事業もあるわけでありまして。これは当然、予算を組む中で財政状況も踏まえながら、内容を縮減したり、或いは少し時期をずらしたり、或いは場合によっては他との統廃合、或いは事業の整理等によって、事業を実施をしない方向を決断するという部分も出てくるじゃないかなというふうに思っております、それは個別具体的な課題の中で考えていきたいと思っております、方針といたしましては、おっしゃいますように、いろんな見直しの考え方があるんじゃないかというふうに思っております、そういう考え方で進めて参りたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 16番議員、椎木議員。

○議員（16番 椎木 学君） 少なくとも1億円以上の事業は、上がっていたわけですから、名前として。で、もし仮に、この年がたつことによって、必要性が薄れた場合には、十分に事前説明等をなされるべきであるというふうにお願ひして質問を終わりたいと思いません。

○議長（鹿島 功君） 関連質問他にありませんか。11番、諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 私は小原議員の指定管理者制度導入について、関連して話たいと思いません。

町長答弁は、公共施設、福祉、診療所、保育所、体育館管理など10月の末頃までに、結論を出したいという答弁でございましたけれども、私はその中に是非とも給食センターの管理も視野に入れて欲しいと思うわけでごさいます。給食センター、51年365日、稼働は半分もございませぬ。180日あるかないかだと私は調査しております。やっぱり営業時間半分ないのを町がするのはどうかなと思っております。これの答弁は町長とせつか

く椎木監査が来ておられますので、監査の立場からどうなのか、お二人に答えて頂きたいと思えます。せつかく…監査から願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 先に私の方から答弁させていただきますが、主なものを挙げた私の答弁をさせていただきます。で、誤解があつてはなりません、先ほど答弁の中で挙げた施設について保育所とか診療所とか、いろいろなもん、福祉センターも挙げています。それを全て指定管理者制度を導入するという意味ではありませんし、あそこにあげなかつたものは、指定管理者制度として検討はしないというわけでもありませんので、主なものを少し挙げさせていただいたということでございまして、今、そのチーフを、プロジェクトのチームリーダーをします大山支所長に確認しましたら、学校給食センターのほうも検討の俎上には挙げてはいくというふうな考え方をもちておるようでございますので、そのようなご理解をいただければというふうに思ひます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 椎木監査委員。

○監査委員（椎木 喜久男君） 私が答えるべきだとは思ひますけれども、今町長さんが言われたようにですね、住民の目線でものを考えた時にどうなのかということは今検討中ということでございますので、その地点でどれがいいかということを選別していただくことがいいのではないかと思ひます。一つは、管理者制度がいいのか悪いのかはこれからの問題であつてですね、必ずしもそれがいいとは限らないし、いい場合もあるし悪い場合もある。極端な例が、例えば、大山のリフトが4社あつて、それを一つにするというふうな形の場合は非常にいいのではないかというふうに思ひますけれども、ある面またサービスの面で悪くなるというふうに考えますので、これが全てがいいというふうには考えませんので。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 一点だけひとつ願ひします。岩井美保子議員の関連質問でございますけれども、ごみの袋でございます。今町長言われましたように、家庭にあつたら交換でもするんだということをおっしゃいましたけれども、町民から大変ごみ袋の不満が出ております。で、言うのは、本当にごみ旗でも持ってきてここの庁舎の前に座ろうかという人も沢山いるんです。ここではっきりと、町長、こんなこといつまでも、また12月に出ますよ、一般質問に。どんどんどんどん、こげなことこんなこと、早く解決して、次の仕事にかかつたほうがいいじゃないですか、ここではっきり言つて下さい。変えるなら変える、ね、交換するなら交換する、紙を張るんなら紙を張る、はっきり言つてやつて下さい。はい、願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ありがとうございます。どういふ不満の中で庁舎にごみを持つてこられるのか、そんなことは分かりませんので、少し答弁の仕方が難しいんであります

が、実は大山につきましては、今までごみ袋が無料で配付をされておったという経過がございますので、これについて余ったごみ袋を行政のほうの有料で引き取るということはありませんというふうに思っております。名和の場合は1枚10円という単価の中でごみ袋を配付をし、使用していただいております。その代わりごみ袋でない他の透明な袋であれば利用してもいいよということでもありました。そういった中で、まあ買いだめをしておられた方もあるだろうということの中で3ヵ月という期間をもった。しかしその3ヶ月でもまだ使いきれなかったということでの不満があるということであるならば、そのことも考えないけんのかなというふうに思ったところでありますし、中山地区につきましては、そういった懸念をちょっと事情が違ふようでありますけれど、懸念の中でそういったものについてある程度、旧町の段階で買い取りをされ整理された部分もあるというふうに聞いておるところでありますので、そこらへんのところの対応を必要であれば取り組みたいと思っております。本当で沢山あるのかどうかということもありませんけれど、やりたいと思っております。

あと、ごみの何を、いろんな課題があるわけでありまして、いろいろと6月議会でもご質問をいただき、我々としてもその対案について考えているところでありますけれども、いずれにしてもみんなが全員がこれがいいという方法はないだろうなというふうに思っております。今6月の議会でいろいろとご質問をいただき検討しております内容といたしましては、やはり一人世帯もあるわけでありまして、ごみの袋、小さい袋、大と小、或いは大と中になるか分かりませんが、2種類作る必要があるのではないかなということは考えてはおりますし、もうひとつは無料、一定量を無料配布することが本当によいのかということも実は今、検討しております。無料配布することによって、区長さんを通じての様々な手もわずらわせるわけでありまして、それからやはり家庭の事情によりまして、一人だ、三人だ、五人だ、七人だで本当にそれで一定の理解が得られる基準となるのだろうかということもありませんし、一つの方法としては、もう最初から1枚いくらかの価格を設定する中で、ごみの排出について大変な処理費が掛かっているわけですから、排出者責任としてそれぞれ町民の皆さんにごみ袋に単価を設定する中で、ご負担をいただくと、100円じゃありませんよ、ぐっと安くせないけんわけでありまして、そういったことを考えていかなければならんのではないかなというふうに、実は思っております。ただ後は、事業所の取り組みがどうしていったらいいのか。事業所の皆さん、それぞれ事情が違いますので、事業所、中山は今まで事業所のごみの収集は町が関与せずに独自で契約しておられたというふうに聞いておりますし、名和の場合は、一定額の中で事業所と町が契約をし、月額一定額でその排出の量、或いは人数等によって、収集を請け負っていただきましたし、大山は袋で、事業者についてはごみの処理費をお支払いしておられたという経過があるわけでありまして、これを一つにしようというわけでありまして、その中での今取り組んでいますその方法というのが、合併協の中で協議をし、一番公平で取り組める

んではないかということで、取り組んだ経過があるわけでありまして。ただそれについて、いろいろとご指摘をいただき、住民のみなさんから声をいただいておりますから、今そういったところも内部で協議をいたしておりまして、その一定の考え方を住民のみなさんにお示しをし、皆さんにご意見をいただいております。おおよそその声が多い方法を検討し、改善をして、新年度から取り組むという方向にいかうかなと考えておるところでございますので、是非ともそこらへんの、少し待っていただいております。ごみの問題については、皆さん方にご理解いただければなというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） ありがとうございます。私、関連質問ということで、18番沢田議員さんの情報化の事業についての関連ということであります。

特別委員会まちづくりの特別委員会のほうでもこの件について多数研修し、先般も特別委員会をもち、執行部の担当課のほうから説明を受けたりいたしております。身近なところでは、いよいよこの情報整備についての業者を決められるIRケープが、10月には実施されていよいよ業者が決めていかれるということのようで、いよいよ進んできたんだなということも委員会の中で勉強し、状況も把握しております。その中で示されておりますところのIRUの使用の条件の中で、いよいよ身近なこの時期でありますので、敢えてこの場を関連質問ということの中で確認をし、問いておかなければならないのではないかと、思うことが一点だけございますので、そのことについて質問させていただきます。

IRUという契約の形態がございます。その使用条件の中にですね、こういう文言が実はあります。よろしいですかね。1社が主幹で、例えば契約をされる場合の事業者が2社となった場合、通信業者と放送業者ということが想定されると思いますが、1社は主幹で、もう1社は主幹業者と委託契約をするということがその文書の中に明記されています。いわゆる事業者が2社ということの中では、片一方が親であり、もう一つのほうが、子であるという捉え方で、そういう関係になると私は思っています。業者が、例えばいよいよこの選定の中で2社という事になったときには、親と子という関係の中での町が契約を結ぶということについては、本当にそれでいいんだろうかという疑問を持っております。町が通信業者と例えば放送業者と同等の位置付けでそれぞれの責任を明確にして、その契約を取るべきではないかなと思っております。特にパソコンであるとか、携帯電話など非常に日々進化が、機器の進化が現在あります。来年大きなインフラ整備をされた後に、通信や放送のソフトの充実というものが、今後どんどん展開されるであろうということを創造するならば、町が積極的にインフラを整備したあとのインフラの利活用については、慣用して住民サービスを充実させていくということが必要であろうと思っておりますし、それぞれの業者からのソフトやサービス面の直接的な提案を町が受け入れ協議検討ができる、そういう環境が私は必要でないのかなと思うところであります。今のここに明記してありますところでは2社となった場合には、一方の親との契約であり、もう一方の契約業者については、

まあどちらがどちらになるか分かりませんが、子ということでありますから、町は2事の契約業者との直接的な関与はできないだろうと、関係はできないだろうというように思うところであります。私は町と2業者が同等の責任の位置付けをもつての契約形態をとるべきではないかと思うところでありまして、間近にこの契約と言いますか、その選定がある時期でございますので、再考をお願いしたいというぐあいに思うところでございます。この件についてお考えを賜りたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁はこの際求めますが、その前に6番議員さんにご注意申し上げたいと思います。この件につきましては、本筋の件と関連はございますが、あまりにも離れたことになりまして、これは改めた項目の中での一般質問をしていただきたいと思いますというふうに思います。敢えて町長の答弁を求めます。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの質問につきましては、状況等も踏まえ、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） I R U契約ということで長期での使用権をもつた契約というものを設定してこの事業を進めていきたいと、いう具合に今現在計画しておるところでございます。10月11日には、事業者からの提案を受けたいということで準備をしているところでございます。その中での契約形態についてのご質問ということで理解をさせていただいて、お答えさせていただきたいというふうに思います。

このI R U契約と言いますのは、総務省も出しておりますが、一応こういう形態、認められた形態となっております。しかし議員さんからの質問で、責任分解等があやふやにならへんかということが懸念されているところだというふうに思います。しかしながら、この契約形態が、親であろうが子であろうが、いわゆる公共工事の執行につきましても、元受け、孫受けというような形での契約形態があるわけですし、その中で事業を執行しているわけでございます。私の方から再考するということは言明できませんけれども、こういう形態で不安があるということで、仕様書に書くということにはなっておりませんので自信をもってこういうものが提案をできて、提案をしていただけるような事業者以案内をさし上げてるということをご理解願いたいというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） いろいろございましょうが、関連質問は以上で終りたいと思います。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次会は30日の金曜日に会議を開きます。定刻までに集合してください。

午後3時57分散会